

令和2年度 第1回 藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和2年6月22日（月）

午後1時30分～

場所：藤枝市役所5階大会議室

所管：藤枝市健康福祉部児童課

議事次第

1 開会

2 委員長挨拶

3 健康福祉部長挨拶

4 新委員紹介

5 副委員長選出

6 出席委員確認及び議事内容確認

7 議事

【協議事項】

(1) ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21の進行管理について・・・資料1

【報告事項】

(1) れんげじスマイルホールのリニューアルについて・・・チラシ

(2) 育児サポーター派遣事業について・・・チラシ

(3) 児童虐待防止対策の抜本的強化について・・・チラシ等

(4) 新型コロナウイルス感染拡大に係る対応について・・・資料2

8 その他

次回：第2回藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和3年3月予定

藤枝市子ども・子育て支援事業計画

「ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21」の進行管理について

【事業別評価書】

§ 3 重点事業の5か年計画の進捗状況

1 幼児教育・保育環境の向上

(ア) 計画策定時の方向性		幼児教育・保育施設の整備計画については、待機児童ゼロの維持に向け、ニーズ調査結果等から算出した量の見込みに対して、必要とする定員の確保を図ります。				
(イ) 年次計画（計画値、実績値）※R2年度以降の計画値は第2期計画（R1年度策定）						
		単位：人				
		R2年度当初 (実績)	R3年度当初 (実績)	R4年度当初 (実績)	R5年度当初 (実績)	R6年度当初 (実績)
計 画 値	量の見込み	3,477	3,405	3,262	3,211	3,183
	確保の方策	6,255	6,251	6,031	6,031	6,031
	特定教育・保育施設	3,275	3,461	3,841	3,841	3,841
	幼稚園	2,510	2,320	1,720	1,720	1,720
	地域型保育事業	470	470	470	470	470
実 績 値	実績	6,263				
	特定教育・保育施設	3,275				
	幼稚園	2,510				
	特定地域型保育事業	478				
(ウ) 今後の方向性		<p>令和元年度は、事業所内保育所1園の開設、及び幼稚園2園の認定こども園移行に向けた施設整備に取り組み、保育定員が146人分増加しました。</p> <p>令和2年度以降も保育定員の確保に努め、施設整備予定案件が計画どおり進むよう関係機関との調整等の事務事業に取り組んでいきます。</p>				

2 放課後児童クラブの整備

(ア) 計画策定時の方向性 関係機関との連携や民間活力の参入促進により、児童が基本的な生活習慣や、異年齢の仲間との交流を通じた社会性の習得、発育段階に応じた遊び等ができる生活の場、遊びの場の確保に努めます。

(イ) 年次計画（計画値、実績値） ※R2年度以降の計画値は第2期計画（R1年度策定）

単位：人

		R2年度当初 (実績)	R3年度当初 (実績)	R4年度当初 (実績)	R5年度当初 (実績)	R6年度当初 (実績)
計 画 値	量の見込み	1,515	1,529	1,579	1,590	1,605
	確保の方策	1,398	1,531	1,629	1,633	1,646
	小学校余裕教室等	642	705	713	717	730
	小学校敷地内専用施設	756	826	916	916	916
実 績 値	実績 確保数	1,398				
	利用児童数	1,347				
	小学校余裕教室等	545				
	小学校敷地内専用施設	802				

(ウ) 今後の方向性

令和元年度は、令和3年4月開所に向け、高洲南小学校における専用施設の設計業務委託を実施。また、令和2年4月開所に向け、高洲小学校第3児童クラブ（定員50名）の専用施設の整備を行いました。

令和2年度は、令和4年4月開所に向け、広幡小学校における専用施設の設計業務委託を行うとともに、令和3年4月開所に向けて高洲南小学校第2・第3児童クラブ（定員70名）の専用施設の整備を行い、待機児童解消に努めます。

今後は、更に教育委員会等の関係機関との連携を深め、児童数の推移や利用ニーズに基づき余裕教室の確保や民間事業者の活用を図り、放課後の児童の安全・安心な居場所づくりを進めます。

3 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援に関する事業（子育てコンシェルジュ、妊娠・出産包括支援）

(ア) 計画策定時の方向性		<p>【改定前】児童福祉担当課に子育てコンシェルジュ（保育士有資格者）1名を配置し、保育所等の利用に関する相談に応じ、各家庭が必要とする情報提供などを行います。</p> <p>【改定後】子育て世帯への情報提供の更なる充実を目指し、子育てコンシェルジュを2名に増員します。また、妊娠期から子育て期に渡るまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対応するため、妊娠・出産の包括支援事業を行います。</p>				
(イ) 年次計画（計画値、実績値）※H30年度以降の計画値は、改定後（H29年度策定）の値		単位：箇所				
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)
計画値	量の見込み（A）	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	各1	各1
実績値	実績（B）	1	1	1	各1（※子育てコンシェルジュ2名）	各1（※子育てコンシェルジュ2名）
	過不足（B-A）	0	0	0	0	0
(ウ) 今後の方向性		<p>児童課内の子育てコンシェルジュについては、平成30年度から1名増員し、子育て世帯への情報提供や相談を充実させました。令和元年度は、窓口・電話合わせて2,600件/年を超える保育に関する相談・対応にあたるとともに、各施策の情報の発信元としての役割を担っています。</p> <p>また、健康推進課（保健センター内）にて、妊娠・出産の包括的な支援を実施しています。</p>				

②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

(ア) 計画策定時の方向性		<p>ニーズ調査から算出された量の見込みに対しては、平成28年度開館予定の（仮称）藤枝東公民館内に新たに設置する子育て支援センターによって、量の見込みに対しては充足することになります。併せて、地域子育て支援拠点施設の紹介に努め、利用促進を図ります。</p>				
(イ) 年次計画（計画値、実績値）※H30年度以降の計画値は、改定後（H29年度策定）の値		単位：延べ人/月				
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)
計画値	量の見込み（A）	9,800	9,800	9,800	15,000	15,000
	確保の方策	8,800	9,800	9,800	15,000	15,000
実績値	実績（B）	12,205	14,808	14,384	13,409	11,444
	過不足（B-A）	2,405	5,009	4,584	△1,591	△3,556
(ウ) 今後の方向性		<p>多くの親子にとって身近な相談の場、遊びの場として、子育て支援センターが利用されています。</p> <p>今後は、各地域子育て支援センターにおいて、子育てについての情報提供や相談対応、地域に積極的に出向くことで、更なる地域の子育て力の向上を図るとともに、世代を超えた地域子育て支援を展開していきます。</p>				

③妊婦に対して健康診査を実施する事業

(ア) 計画策定時の方向性		受け入れが100%可能であることから、各年度の出生見込み数に基づき、必要とする健診回数を確保します。				
(イ) 年次計画（計画値、実績値）※H30年度以降の計画値は、改定後（H29年度策定）の値		単位：延べ回／年				
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)
計 画 値	量の見込み (A)	15,904	15,960	16,016	15,148	15,260
	確保の方策	15,904	15,960	16,016	15,148	15,260
実 績 値	実績 (B)	13,367	12,491	11,877	11,345	10,403
	過不足 (B - A)	△2,537	△3,469	△4,139	△3,803	△4,857
(ウ) 今後の方向性		妊婦の数 887 人、受診券配布数 13,144 枚、受診券利用数 10,403 枚、(利用率 79.1%) 正期産となる妊娠 37 週からの利用率は徐々に低下しますが、高い利用率を維持しているため、今後も継続し適切な受診行動を勧めていきます。				

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

(ア) 計画策定時の方向性		各家庭から「出生通知票」の提出を受け、市の保健師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問します。				
(イ) 年次計画（計画値、実績値）※H30年度以降の計画値は、改定後（H29年度策定）の値		単位：人／年				
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)
計 画 値	量の見込み (A)	1,136	1,140	1,144	1,082	1,090
	確保の方策	1,136	1,140	1,144	1,082	1,090
実 績 値	実績 (B)	1,140	1,069	1,017	961	895
	過不足 (B - A)	4	△71	△127	△121	△195
(ウ) 今後の方向性		令和元年度の実施率は100%でした。出生数 866 人、訪問数 895 人（転入した乳児にも訪問しています。） 出産後、4か月までの乳児で市内に居住している場合は全数訪問しています。 入院中の乳児、里帰り中の乳児に対して、適切な時期に家庭訪問が行えるよう次年度以降も事業を実施していきます。				

⑤養育支援訪問事業

(ア) 計画策定時の方向性		育児不安などを抱え、継続的な支援を必要とする家庭に重点を置き、おおむね1歳未満の子をもつ養育者に対し、養育支援員が、家庭訪問することにより、安定した子育てができるように支援をします。					
(イ) 年次計画 (計画値、実績値)		※H30年度以降の計画値は、改定後 (H29年度策定) の値					単位: 人/年
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)	
計画 値	量の見込み (A)	50	50	50	60	60	
	確保の方策	50	50	50	60	60	
実績 値	実績 (B)	62	59	80	93	67	
	過不足 (B-A)	12	9	30	33	7	
(ウ) 今後の方向性		虐待やそのリスクを抱え、特に支援を必要とする家庭に対して、安定した子育てができるように訪問等を行い、相談等の養育支援を行いました。今後も、不適切な養育状態にある家庭に対して養育者の支援方針等のアセスメント会議を関係機関で実施し、より適切な支援計画のもと、安定した子育てができるよう訪問等を行います。					

⑥育児サポーター派遣事業

(ア) 計画策定時の方向性		育児サポーター (保育士有資格者) を3名配置し、市民からの要請に基づいて訪問し、育児支援を行います。					
(イ) 年次計画 (計画値、実績値)							単位: 人/年
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)	
計画 値	量の見込み (A)	150	200	200	200	200	
	確保の方策	150	200	200	200	200	
実績 値	実績 (B)	182	161	176	164	145	
	過不足 (B-A)	32	△39	△24	△34	△55	
(ウ) 今後の方向性		育児サポーターが、出産後間もない時期の母親と1対1で日常の一部に関わり、育児の補助や相談対応、情報提供を行い、育児の孤立化を防ぎ、子育てを応援しています。平成30年度は、利用申請145件の家庭に訪問し、生後180日までの子育て家庭にサポートを行いました。出生数の減少やコロナ禍の影響により利用実績値は減少しましたが、一家庭の利用時間は増加傾向にあるため、令和2年度より1歳の誕生日まで60時間利用できるよう要綱を変更し、切れ目ない支援を届けるとともに、母子保健事業をはじめとする機関との迅速かつ充実した連携を今後も継続します。					

⑦子育て短期支援事業

(ア) 計画策定時の方向性		<p>子どもと家庭を取り巻く課題が複雑・多様化する中、今後、本事業は子育て支援事業としてだけでなく、要保護児童対策事業としてもニーズは高まっていくものと考えられます。</p> <p>近隣市町の児童養護施設等に対し、本事業の実施・受託について協議し、市民 ニーズに対応するため早期に本事業を行います。</p>				
(イ) 年次計画 (計画値、実績値)		単位：延べ人/年				
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)
計画値	量の見込み (A)	20	20	20	20	20
	確保の方策	20	利用者数ではなく、対応可能な人数 (万が一の場合の受け皿が20人分確保できているという実績値)			20
実績値	実績 (B)	20				20
	過不足 (B-A)	0	0	0	0	0
(ウ) 今後の方向性		<p>平成28年度から児童養護施設2箇所と委託を締結し、保護者の疾病等の理由により家庭内で養育が一時的に困難になった児童の一時保護を行いました。</p> <p>今後も、継続的に事業を実施するとともに、2歳未満児の受入について委託事業所の拡充を検討し、利用者の状況に応じた適正な支援を行います。</p>				

⑧子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

(ア) 計画策定時の方向性		新規提供会員向けの講習会を開催し、提供会員の確保に努めます。				
(イ) 年次計画 (計画値、実績値)) ※H30年度以降の計画値は、改定後 (H29年度策定) の値				
		単位：延べ回/年				
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)
計画値	量の見込み (A)	4,590	4,650	4,680	7,500	7,500
	確保の方策	4,590	4,650	4,680	7,500	7,500
実績値	実績 (B)	6,797	7,314	8,412	7,085	5,822
	過不足 (B-A)	2,207	2,664	3,732	△415	△1,678
(ウ) 今後の方向性		<p>提供・両方会員が11人増加し、提供体制の充実を図りました。また、援助活動における質の確保を図るため、提供・両方会員向けにフォローアップ講習会を新たに実施しました。今後も、援助を受けたいときに受けられる環境の構築とともに多様な依頼に対応するため、事業周知を積極的に行い、提供会員となるための講習会を開催し、支援体制の充実を図ります。</p>				

⑨幼稚園型一時預かり事業（在園児の延長保育）

(ア) 計画策定時の方向性		ニーズ調査から算出された量の見込みに対しては、現存の幼稚園、認定こども園で行われている預かり保育事業でニーズ量は充足されます。				
(イ) 年次計画（計画値、実績値） ※H30年度以降の計画値は、改定後（H29年度策定）の値		単位：延べ人／年				
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)
計画値	量の見込み (A)	148,625	152,294	153,600	140,000	140,000
	確保の方策	148,625	152,294	153,600	140,000	140,000
実績値	実績 (B)	124,973	130,654	131,313	124,433	116,352
	過不足 (B-A)	△23,652	△21,640	△22,362	△15,567	△23,648
(ウ) 今後の方向性		幼稚園及び認定こども園での預かり保育事業は、利用申込みに対して100%の受け入れができています。今後も、預かり保育事業に対して財政支援をすることで、保護者が安心して預かり保育を利用できる環境を継続していきます。				

実績＝利用者数＝申込者数
申込者は、全て受け入れできています。

⑩保育所型一時預かり事業（非在園児の一時的保育）

(ア) 計画策定時の方向性		新たに開設する保育所や認定こども園等に対して、一時預かり専用室の設置を求め、一時預かりのニーズに応えるよう努めていきます。				
(イ) 年次計画（計画値、実績値） ※H30年度以降の計画値は、改定後（H29年度策定）の値		単位：延べ人／年				
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)
計画値	量の見込み (A)	2,200	2,200	2,200	2,800	2,800
	確保の方策	2,000	2,050	2,100	2,800	2,800
実績値	実績 (B)	2,300	2,380	2,669	2,813	2,910
	過不足 (B-A)	100	180	569	13	110
(ウ) 今後の方向性		令和元年度の利用者数は2,910人で、前年度と比較して97人増加しており、保育所型一時預かり事業のニーズは高い傾向にあります。保育所型一時預かり事業は、緊急一時的に保育を必要とする子育て家庭にとって必要な事業であることから、今後も継続的に事業を実施していきます。				

実績＝利用者数

⑪時間外保育事業（延長保育事業）

(ア) 計画策定時の方向性		ニーズ調査から算出された量の見込みに対しては、現存の保育所で行われている延長保育事業でニーズ量は充足されます。				
(イ) 年次計画（計画値、実績値）※H30年度以降の計画値は、改定後（H29年度策定）の値						
		単位：延べ人／年				
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)
計画値	量の見込み (A)	701	714	718	718	600
	確保の方策	701	714	718	718	600
実績値	実績 (B)	627	556	561	564	570
	過不足 (B-A)	△74	△158	△157	△36	△30
(ウ) 今後の方向性		令和元年度の利用者数は570人で、前年度と比較し6人の増加でした。 時間外保育事業は、保護者の多様な就労形態を支援することを目的に行われていることから、今後も継続していきます。				

実績＝利用者数＝申込者数
申込があった方は、全て
受け入れできています。

⑫病児保育事業

(ア) 計画策定時の方向性		女性の社会進出の増加により、病児保育のニーズは高まっていくものと考えられることから、病児保育の実施に向けて、病児保育の受託先の確保に努めます。				
(イ) 年次計画（計画値、実績値）※H30年度以降の計画値は、改定後（H29年度策定）の値						
		単位：延べ人／年				
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)
計画値	量の見込み (A)	480	480	480	960	960
	確保の方策	60	120	240	720	960
実績値	実績 (B)	0	166	400	700	1,000
	過不足 (B-A)	△480	△314	△80	△260	40
(ウ) 今後の方向性		藤枝市シルバー人材センター【定員：2名】、キッズルーム・リトルハッピー【定員：3名】で病児保育を実施しています。 ※キッズルーム・リトルハッピーは平成30年10月より実施。 令和2年4月より、市内初の小児科に併設した病児保育施設『小石川町クリニック』が開所しました。 当該事業の認知度が低いため、広報ふじえだへの掲載、パンフレット等の配布・配架等により、緊急時の予備知識となるように周知に努めます。				

利用者数ではなく、
対応可能な人数

⑬病後児保育事業

(ア) 計画策定時の方向性		藤枝保育園において、引き続き病後児保育事業を委託し、病気の回復期にある乳幼児の保育を行います。				
(イ) 年次計画 (計画値、実績値))		単位：延べ人／年				
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (見込み)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)
計 画 値	量の見込み (A)	800	800	800	800	800
	確保の方策	800	800	800	800	800
実 績 値	実績 (B)	800	800	800	400	400
	過不足 (B-A)	0	0	0	△400	△400
(ウ) 今後の方向性		<p>令和元年度は、藤枝保育園で当該事業が行われました。 今後も、病気からの回復期にある児童の健やかな成長のための事業として、保育園と連携しながら事業を実施していきます。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 利用者数ではなく、対応可能な人数 (一般的な園の年間開園日数を200日とし、2人×200日×1園 =400人分の受け皿が確保できているという実績値) </div>				

⑭私立幼稚園2歳児保育推進事業

(ア) 計画策定時の方向性		2歳からの保育ニーズに対応するため、私立幼稚園での2歳児保育を推進し、必要な財政支援を私立幼稚園に対して行います。				
(イ) 年次計画 (計画値、実績値))		単位：延べ人／年				
		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (見込み)	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)
計 画 値	量の見込み (A)	—	—	—	27,600	27,600
	確保の方策				18,000	27,600
実 績 値	実績 (B)	—	—	—	19,200	18,000
	過不足 (B-A)	—	—	—	△8,400	△9,600
(ウ) 今後の方向性		<p>【R1年度延べ利用者数：1,107人】 保育所等において待機児童が発生しやすい2歳児の保育ニーズに対応するため、平成30年度に、私立幼稚園における一時預かり事業への補助金を創設しました。 引き続き、待機児童対策を補完する事業として、私立幼稚園と連携して事業を実施していきます。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 利用者数ではなく、対応可能な人数 240日×5人×15園 </div>				

⑮実費徴収に係る補足給付事業

(ア) 計画策定時の方向性		特定教育・保育施設を利用する生活保護世帯に対して、幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。 幼稚園を利用する年収 360 万円未満相当世帯及び小学校 3 年生から数えて第 3 子の世帯に対して副食費の助成をします。(令和元年 10 月～)				
(イ) 年次計画 (計画値、実績値))		単位：延べ人／年				
計画値	量の見込み (A)	H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (見込み)	H30 年度 (実績)	R 元年度 (実績)
	確保の方策	—	—	—	10	10
	実績 (B)	—	—	—	3	175
	過不足 (B - A)	—	—	—	△7	165
(ウ) 今後の方向性		今後も生活保護世帯及び低所得者世帯等への助成を行うことで、保護者負担の負担軽減に努めていきます。 また、助成対象世帯に対し、本事業の周知に努めます。				

§ 4 個別事業の進捗状況

第1節 子どもの健やかな育ちの確保

基本施策Ⅰ 発達の段階に応じた幼児期の教育・保育の充実

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	乳幼児育成事業への補助	保育所、認定こども園に対し、乳幼児育成のため財政支援を行います。	<p>【児童課】 民間施設の独自施策を支援するとともに、発達に課題がある乳幼児の個別対応を行った施設に対して財政支援を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 補助金交付施設数：認可保育所 13 園、認定こども 6 園 ☆障がい児保育を支える施策となっている。</p> <p>【施設側からの要望】 「発達に課題がある児童が増加していることから、それらの児童への対応が円滑に行えるよう、財政支援を強化してほしい」との声を頂いた。</p>
2	特別保育事業への補助	保育所、認定こども園に対し、延長保育事業（時間外保育事業）や一時預かりのための財政支援を行います。	<p>【児童課】 子育て世帯が必要とする延長保育や緊急一時預かり事業を行った施設に対して財政支援を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 補助金交付施設数：認可保育所 13 園、認定こども 6 園 地域型保育事業所 4 園 ☆基本的な保育が補完される制度として定着している。</p>
3	幼児教育推進事業への補助	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図るため、幼稚園及び認定こども園に対し、幼児教育充実のための財政支援を行います。	<p>【児童課】 建学の精神に基づく幼児教育を支援するとともに、発達に課題がある幼児の個別対応を行った学校法人に対して財政支援を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 補助金交付施設数：幼稚園 15 園、認定こども 7 園 ☆障がい児保育を支える施策となっている。</p> <p>【施設側からの要望】 「発達に課題がある児童が増加していることから、それらの児童への対応が円滑に行えるよう、財政支援を強化してほしい」との声を頂いた。</p>

☆・・・各事業における効果を示す（以下、同じ）

基本施策Ⅱ 発達に課題をもつ子どもの育ちの支援

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	発達相談業務の充実	<p>心理判定員、保育士及び保健師が、言葉の遅れ等発達に課題をもつ子どもやその保護者と面接し、適切な指導と支援に努めます。また、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査で発達面において課題がみられる子どもとその保護者に対し保健師が、事後の相談を実施し、相談体制の充実を図ります。</p>	<p>【健康推進課・子ども発達支援センター】 心理判定員、保健師等が、幼稚園等の施設の巡回、言葉の遅れ等発達に課題のある子どもや保護者と面接し、指導と支援を行った。また、専門職（言語聴覚士・特別支援教育士・臨床心理士・保育士）による発達相談、発達検査等を実施した。</p> <p>【実施状況・効果】 ○健康推進課 保健師による事後相談：226件 心理士による発達相談：66件 ○子ども発達支援センター 就学前児童の発達相談 145件 発達検査 148件 ☆家庭での関わり方の助言や巡回相談・ペアトレ等の情報提供を行うことで、保護者・家族の不安軽減を図ることができた。</p> <p>【市民からの声】 「子どもとの接し方を学び、不安が軽減した」「言葉の発達や言葉を育てる関わり方を聞け、よかった」等の声を頂いた。</p>
2	子どもの保健福祉に関する実務体制の充実	<p>藤枝市要保護児童対策地域協議会にて、子どもの保健福祉に関する実務体制の充実を図ります。</p>	<p>【子ども家庭課、教育政策課、子ども発達支援センター】 要保護児童やDV被害の防止及び早期発見、早期対応、並びに支援するため、藤枝市要保護児童対策地域協議会による実務者会議（児童虐待・DV部会、児童生徒指導支援部会、発達支援部会）や個別ケース検討会議により情報の共有及び問題解決に向けた協議を行い実務体制の充実を図った。</p> <p>【実施状況・効果】 ○児童虐待・DV部会：10回 ☆児童虐待・DVケース及び特定妊婦・要支援児ケースについて経過報告及び支援方針等の検討と情報共有に繋がっている。 ○児童生徒指導支援部会：11回 ☆生徒指導案件について、関係各課、児童相談所、警察等と情報共有することにより、より良い方向性を探ることができた。 ○発達支援部会開催：3回 ☆藤枝型発達支援システム構築のための行動計画の進行管理等を実施することができた。</p>

3	療育教室の推進	<p>発達面において支援が必要な子どもとその保護者に対して早期療育の機会を提供し、保護者が子どもの発達状態を認識でき、適切な育児ができるように療育教室を行います。</p> <p>また、未就園児を対象とする親子通園事業及び就園児を対象とする並行通園事業を実施するとともに、通園施設における療育支援の充実と関係機関との連携を図ります。</p>	<p>【子ども発達支援センター】 児童発達支援センター「ガゼルの森」に委託し、親子通園及び並行通園による療育教室及び教室担当者による発達検査・園訪問等を実施した。</p> <p>【実施状況・効果】 ○親子通園：91回 延べ390人 ○並行通園：107回 延べ486人 ☆児童発達支援の利用をする児童の増加に伴い、並行通園の利用児童は減少傾向にある。 ☆子どもの特性の理解と家庭・園における適切な対応についての情報共有をすることができた。</p> <p>【市民からの声】 「保健センター教室からの流れがあり安心して参加できた。目に見えて発達を実感できる部分があり、子どもの成長を感じられてよかった。」との声があった。</p>
4	幼児への言語指導	<p>言葉の遅れや発音、吃音^{きつおん}等の言葉に関係した練習が必要な子どもとその保護者に対して、言語指導を行います。</p>	<p>【教育政策課】 言葉の遅れや発音、吃音等の言葉に関係した練習が必要な年長児を重点的に言語指導を行った。個々のアセスメントをもとに指導計画を立て、カードゲームやマッチング、ごっこ遊び等の活動を通してきめ細かい指導を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 幼児ことばの教室で指導を受けた人数：年長児138名 ☆発音の改善だけでなく、コミュニケーション力や自己表現力等も養われている。</p> <p>【市民からの声等】 「ことばの教室に通い、少しずつ自分に自信が持てるようになってきました。周りの子どもたちとも上手にかかわることができるようになり笑顔が増えました。」との声を頂いた。</p>

5	巡回支援専門員による訪問	心理判定員または巡回専門員等が発達に課題をもつ子どもに対して、幼稚園、保育所、認定こども園等の訪問を行い、発達状態等を確認し、指導・助言を行います。	<p>【子ども発達支援センター】 巡回支援専門員、心理判定員、保育士が、幼稚園・保育所・認定こども園等を訪問し、発達に課題がある児童の支援方法、処遇について園と検討した。</p> <p>【実施状況・効果】 対象施設：28園 全訪問回数 281回 対象児童：116人 ☆巡回相談申込数が増加している。 ☆園における適切な支援の視点を広げることができた。</p> <p>【施設側からの声】 「園・保護者が連携して子どもへの対応に前向きに取り組むことができるようになりました」との声を頂いた。</p>
6	教育支援体制の整備	藤枝市就学支援委員会及び巡回相談等における教育相談や支援の充実を図るとともに、関係機関との連携を円滑に図りながら、適切な教育支援を行うための体制を整備していきます。	<p>【教育政策課】 就学支援委員会では、年長児から中学校2年生までを対象とし、児童生徒の検査、保護者、担任の面談を実施し、本人の適性就学について、1件ずつ審議を行った。 また、巡回相談の5人の相談員が、児童生徒の行動観察、保護者・職員との面談を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 就学支援委員会での審議数：231件（再審義含） 巡回相談：120回/年 巡回相談対象児童生徒数：延べ281名 ☆就学支援について、学校職員、保護者への理解が進んでいる。 ☆専門的な視点から指導方法をアドバイスいただき、学校での支援が充実してきている。</p>
7	特別支援学級等に就学に対する経済的支援	保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、学用品・通学用品購入費・給食費等、必要な援助を行います。	<p>【教育政策課】 保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を交付した。</p> <p>【実施状況・効果】 小学校：115名 3,707,370円 中学校：79名 4,028,067円 ☆対象保護者の経済的負担の軽減に繋がっている。</p>

8	教員の資質向上による教育的支援	特別支援教育関連の講演会の実施や、特別支援コーディネーターの研修等を充実させ、教員の資質向上を図り、個々に対応した支援をしていきます。	<p>【教育政策課】 特別支援コーディネーター育成研修会を実施し、専門家チームをはじめ、心理士など、特別支援に関わる様々な視点を意識した内容とし、コーディネーターの育成を図った。</p> <p>【実施状況・効果】 特別支援コーディネーター育成研修会開催：3回/年 ☆教員の特別支援教育に対する意識資質の向上に繋がっている。</p> <p>【研修会参加者の声】 「学習障害の児童への具体的な支援方法を学ぶ中で、個々の困り感に寄り添うことの大切さを感じました。また、校内での連携の持ち方についても改めて考えることができました。」との声を頂いた。</p>
9	放課後等デイサービスの充実	障害児相談支援利用計画に基づき、放課後等デイサービス事業の適正な支給に努めると共に、事業所の提供するサービスの質の向上に努めます。	<p>【自立支援課】 放課後等デイサービス事業の目的理解および適正な利用の促進のため、実際に利用している保護者やこれから利用を考えている保護者向けに「放課後等デイサービス事業所説明会」を実施した。説明会は、はじめに自立支援課職員によるサービスの概要と手続きについて、次に市内の事業所紹介と個別相談会を実施した。</p> <p>【実施状況・効果】 参加者（保護者）：36名 参加放デイ事業所：市内16事業所 ☆参加者アンケートで8割以上が「参考になった」と回答した。サービスの目的や利用の仕方について、理解を深めてもらうことができ、適正な利用の推進に繋がった。大変好評であるため今後も継続して実施する予定である。</p> <p>【参加者の声】 「利用手続きの説明がわかりやすかった。」 「各事業所の長を知ることができてよかった。」 「細かい点も直接事業者から聞くことができた。」等の声を頂いた。</p>

10	発達支援体制の充実	「藤枝型発達支援システム構築のための行動計画」の策定に基づき、保護者・保健・医療・福祉・教育・就労関係者・地域住民による支援ネットワークづくりを進めます。	<p>【子ども発達支援センター】 関係課・関係機関と連携し発達支援事業を進めた。また、効果的な支援をつなげるために、保護者と関係機関に対し「サポートファイル「そらいろ」の活用を周知した。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆サポートファイル「そらいろ」延べ利用児童数 248人 ☆「藤枝型発達支援システム構築のための行動計画」の進捗管理を行い、発達支援部会委員の意見を各課で共有し、事業に反映した。 ☆「第2期藤枝型発達支援システム行動計画」策定のため、市民1,000人、特別支援教育及び福祉サービスを受けている児童の保護者対象に市民アンケートを実施した。 回収率：市民33.6% 保護者50.9%</p> <p>【市民からの声より】 保護者アンケートより、藤枝市の発達支援の取り組み満足度は、100点満点中で0点から100点の回答があり、平均70.41点であった。</p>
11	幼稚園、保育所等における発達支援体制の充実	障害の有無に関係なく安心して育つことができる場所の実現を目指し、発達支援に係る保育士等の知識、技術の向上を図ります。	<p>【子ども発達支援センター】 研修会・セミナー等を実施し、支援者のスキルアップを図った。また、ペアレントプログラム実施者養成研修を実施し、保護者・家族に寄り添った支援の充実を図った。</p> <p>【実施状況（延べ参加人数）・効果】 発達障害児者療育支援研修会：129人/1回 実践セミナー：314人/6回 コーディネーター研修会：138名/3回 親塾：245人/4回 世界自閉症啓発デー2020市民セミナー：172人/1回 ペアレントトレーニング延べ参加人数：延65人/1期 ペアレントプログラム実施者養成研修：支援者延49人/1期 保護者延60人/1期 ☆研修会等を通じて、個々のスキルアップが図れている。</p> <p>【参加者の声】 実施後のアンケートでは「とてもよかった」「よかった」「今後も開催してほしい」との回答が多かった。</p>

12	幼稚園、保育所等における特別支援事業の推進	発達に課題がある児童を支援する保育士等を加配する施設に対して、財政支援をします。	<p>【児童課】 幼稚園・保育園・こども園において、特別な支援を必要とする児童に対する幼稚園教諭・保育士を配置する園に対して、補助を行うことにより、保育環境の向上を図った。(H30年度で終了)令和元年度より「私立幼稚園幼児教育推進事業」「民間保育所乳幼児育成事業」「認定こども園幼児教育推進事業」「認定こども園乳幼児育成事業」へ統合</p>
----	-----------------------	--	--

基本施策Ⅲ 「笑顔あふれる教育」に向けた学びの環境づくり

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	特色ある教育活動の充実	<p>就学前の子どもに対しては、地域の特性や各園の特色を活かした教育活動を行い、個人の育成の充実を図ります。また、学校教育では、児童生徒の実態や地域の特性を踏まえ、小中一貫教育やコミュニティ・スクール化を推進するとともに、キャリア教育や幼保小中連携事業等の実施、国際感覚や生きた英語運用力を身につけさせるなど、子どもたちに豊かなコミュニケーション能力を育成します。</p>	<p>【教育政策課】 ①就学前の子どもに対しては、子どもの育ちに大きく影響する乳幼児期から、ぜひとも取り入れていただきたい子育ての知恵を記載した、ふじえだマナーブック「えだっ子の一步」を保健センターや各保育所・幼稚園等を通じて保護者に配布・提供した。 【実施状況・効果】 好評いただき、子育てに活用いただいている。 ②学校教育においては、子どもたちが未来を生き抜く力となる確かな学力や社会性、道徳性を身に付けることを目的として「藤枝市小中一貫教育推進計画」に基づき、先行実施している瀬戸谷・広幡・大洲地区をモデルとしながら、学校・家庭・地域が協働して地域ぐるみで取り組む教育の実現に向け、順次、地区推進協議会を立ち上げ、地区推進計画の策定に向けた協議を進めるとともに、コミュニティ・スクール化に向けた地域の合意形成を図った。 西益津・岡部・葉梨・高洲地区では、令和2年度からの小中一貫教育開始及びコミュニティ・スクールの導入を目指し議論を重ね、それぞれの地区の小中一貫教育推進計画を策定した。他地区においても順次協議会を立ち上げ、小中一貫教育導入への取り組みが展開された。 【実施状況・効果】 先行実施している地区では、中学校の教員が小学校へ出向き授業を行う乗り入れ授業や小学生が中学校で授業を受ける日を設けるなど、中学校の環境に慣れていける環境づくりを進めた。</p>

		<p>☆教員からは、活気が生まれた、確かな学力を習得できた、教員の指導力が向上した等の意見があり、大きな効果が得られている。</p> <p>また、地域とともにある学校を目指し、小中一貫教育を地域総ぐるみで推進する体制を構築するため、コミュニティ・スクールを導入している。</p> <p>③小中一貫教育を推進する1つの柱として、小中学校の学習指導のつながりを明確にし、9年間の学びの質を高めるために、平成29年度に作成した「藤枝市小中一貫教育カリキュラム」の活用により、市内全小中学校で小中9年間を見通した一貫性のある学習指導を展開した。</p> <p>【実施状況・効果】 実践を積み重ねながら検証を行うことで、更なる指導の質の向上を図った。</p> <p>☆関係機関や専門家からも高い評価を受けている。</p> <p>④子どもたちに科学や工学技術に対する興味・関心を抱かせると同時に、未来を切り拓き力強く生きる力を育むため、前年度に引き続き、新学習指導要領を先取りし、ペッパーを活用したプログラミング教育を実施した。</p> <p>【実施状況・効果】 市内全27校に配置した161台のペッパーを活用し、小学4年～中学3年を対象に年間4～6コマの授業を実施。</p> <p>☆子どもたちからは、論理的な思考の育ちや協働的に学ぶ姿勢が見られたり、粘り強く考える習慣が身に付いたりするなど、ペッパー導入が子どもたちに好影響を与えている。</p> <p>☆2月9日（日）に開催されたソフトバンク㈱主催の「プログラミング成果発表会 全国大会」において、青島中学校の「BLUE Island」チームが、フリー部門で銀賞（全国2位）に輝いた。</p> <p>⑤小中連携ドリームプラン事業を10中学校区で実施し、小中9年間で目指す「子ども像」の共通認識を持ち、子どもたちの夢や希望につなげる教育活動を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆各小中学校の教員が、同じ視点に立って教育活動ができるようになり、また、子どもが本物にふれる活動や講演会、異年齢交流など校区毎に特色ある活動が活発に行われた。</p>
--	--	---

			<p>⑥小中学校接続英語教育プランによる英語教育として、外国人ALTによる小学校3～6年生及び中学校1年生に週1時間、中学校2・3年生に隔週1時間の英語の授業を実施した。なお、小中の接続の重要性から小学6年生と中学1年は同じALTを配置した。</p> <p>(JETALT：8名、地域ALT：9名(内FCA1名))</p> <p>【子どもたちの声】 外国人と関わったり英語を使ったりすることへの抵抗感が少なくなり、英語に対する関心が高まったとの感想が挙がっている。</p>
2	<p>確かな学力の育成と環境整備</p>	<p>学力向上講演会等の教員研修やふじえだ教師塾による教員の専門性の強化など教員の授業力向上を図るとともに、ICT等を活用した教育環境の整備を推進し、学ぶ意欲を高める授業を行います。</p>	<p>【教育政策課】 児童生徒の学力向上や家庭学習の定着に向けた教職員の資質向上のための研修や経験の浅い教員の指導力向上のためスーパーティーチャーによる個別指導、教員研修やふじえだ教師塾による教員の専門性の強化し、またICT等を活用した環境の整備により、学ぶ意欲を高める授業を行った。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業力向上研修の実施（講師：横浜国大 高木名誉教授） ⇒6, 9, 11月：高洲南小 ○スーパーティーチャー派遣 ⇒小学校15校、中学校8校に25名派遣 ○ふじえだ教師塾の実施 ⇒塾生数：教員志望の大学生や講師：71名 2・3年目教員38名、30歳前後教員：17名 教員採用試験合格者数：32名 <p>☆スーパーティーチャー派遣による教員への個別指導で、教員の指導力向上や授業改善に効果がみられる。</p> <p>☆ふじえだ教師塾では、教員採用試験合格率が県平均を大きく上回るとともに、若手教員の資質・能力向上に成果を上げた。</p> <p>【参加者の声】 「授業の参考になった、仲間との意見交換ができた。」等の声をいただいている。</p>

3	「ふじえだマナー」の啓発	<p>家庭・学校、地域が共通認識を持って、子どもの規範意識や豊かな心を育成するため、「ふじえだマナー愛言葉」の市民への周知や、年代別「ふじえだマナーブック」の活用など、藤枝ならではのマナー啓発に取り組みます。</p>	<p>【教育政策課】 特色ある道徳教育として、各年代別マナーブックを増刷し、教員向けの「活用の手引き」とともに各学校等へ配布し活用を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児保護者向け「えだっ子の一步」 ・小学生版（低・高学年向け）「藤枝っ子のあゆみ」 ・中学生版「藤枝っ子のはばたき」 <p>【実施状況・効果】</p> <p>○マナーブック増刷部数 合計7,500部</p> <p>〔内訳〕未就学児 3,000部 小学校低学年 1,500部 小学校高学年 1,500部 中学生 1,500部</p> <p>○ふじえだマナーの普及啓発の一環として、平成27年度に選定した「ふじえだマナー愛言葉」を企業協賛により電柱広告として掲示し市民に啓発した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲示看板広告数：11（令和元年度末現在） <p>【配布先からの声】 ふじえだマナーブックは、マナーの大切さを学ぶ道徳の教材として家庭や学校で好評で、活用いただいている。</p>
4	対人関係力、創造力及び問題解決力の育成	<p>プレイパークなどの遊びや、異年齢交流での読み聞かせ、ピア・サポート活動に加え、科学的な思考力を養い、自ら未来を切り拓くふじえだロボットアカデミー事業や、サイエンスキッズ育成事業など、様々な体験・交流の機会をとおして、創造力やコミュニケーション力、問題解決力の育成を図ります。</p>	<p>【教育政策課】 ふじえだプレイパークを開催し、様々な体験・交流を通して創造力やコミュニケーション力、問題解決力の育成を図った。</p> <p>【実施状況・効果】 プレイパーク開催回数：3回（5/11、6/22、7/13） 参加者数：子ども延べ155名、保護者延べ87名 ボランティア延べ8名</p> <p>☆子どもたちの自由な発想を活かし自然の中で「遊び」を通して自主性や想像力を育むことができた。</p> <p>【保護者からの声】 「未就学児や小学校低学年の子どもたちが自然の中で自由に遊べる機会は少ない」という声をいただいた。</p>
5	非行や不登校の相談体制の充実	<p>非行や不登校に対する専門的な相談体制を強化し、対人関係力の育成のために、学校、家庭、地域等の関係機関とのネットワークづくりを推進します。</p>	<p>【教育政策課】 非行や不登校に対する専門的な相談体制の構築を図った。</p> <p>【実施状況・効果】 SC(スクールカウンセラー)10名やSSW(スクールソーシャルワーカー)</p>

			<p>カー) 5名を配置した。 ☆学校だけでは調整困難な事案に対する相談活動や関係機関との連携体制の強化に繋がっている。</p>
6	学校図書館の充実	<p>すべての学習の基礎となり豊かな心を育む読書活動を推進するために、全校に配置した学校図書館司書と教員との連携を密にし、図書館運営のさらなる充実を図ります。</p>	<p>【教育政策課】 学校図書館司書を全校に配置するとともに、ピックアップした学校の図書室等を会場に、学校図書館司書研修を実施した。 【実施状況・効果】 学校図書館司書 14名(1人2校を担当) 学校図書館司書研修 4回/年 ☆配置により発達段階に合った選書や図書室環境の整備、調べ学習の指導、蔵書の管理などが円滑に行われている。 ☆児童生徒は日常的に求める本について質問や相談でき、本を身近に感じ親しむことができている。</p>
7	学校におけるスポーツ環境の充実	<p>小学生版の体づくりメニュープログラムを活用し、体育授業での実践、体力向上キャンペーン、体力アップコンテストや新体力テスト等に各学校が取り組みながら、体力の増進を図ります。</p>	<p>【教育政策課】 ふじえだ型体づくりメニュープログラム(小学生版)を全校全学年で実践した。 【実施状況・効果】 ☆特に体育授業時の事故や怪我の防止のため準備運動等に導入し、活用されている。</p>
8	わくわく科学教室	<p>子どもたちが科学に興味を持ち、自ら学ぶ意欲や関心が高められるよう、静岡大学教育学部と連携し、大学生が講師を務める科学体験教室を開催します。</p>	<p>【生涯学習課】 静岡大学教育学部と連携し、小学校3・4年生を対象に、6月から1月までの期間において、科学教室を5回行った。 【実施状況・効果】 参加者数：延べ344人 【参加者からの声】 「さらに科学に興味をもつようになった」等の声をいただいた。</p>
9	JAXAと連携した科学教育事業の推進	<p>JAXAとの連携協定に基づき、JAXA支援による市内小中学校での授業開催や、教員・指導者研修会の開催、JAXA協力による科学教室等を開催し、宇宙や科学に興味を持つ子どもたちを育てます。</p>	<p>【生涯学習課】 中学校においてJAXAを活用し、宇宙を活用した授業連携を計画した。 【実施状況】 ・岡部中学校2年生 技術科の授業にて連携を計画しましたが、コロナウイルス感染症防止のための休校により中止。</p>

基本施策Ⅳ 安心・安全なまちづくりの推進

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	幅の広い歩道の整備の推進	藤枝駅周辺にあんしん歩行エリア内において、準特定経路のバリアフリー化を進めていきます。また、社会資本整備総合交付金事業により、葉梨稲葉線、高柳大富線、市道鬼島越後島線の道路整備を行い、歩道を新設し、歩行者の安全を確保します。	<p>【道路課】 藤枝駅周辺にあんしん歩行エリア内の「藤枝駅青木線のバリアフリー化」は平成30年度で完了。市道葉梨稲葉線、市道鬼島越後島線、市道5地区258号線の歩道整備は令和元年度に完了し、誰もが安心して通行できる歩行空間を確保した。 市道高柳大富線、市道5地区224号線は、引き続き歩道整備を行う。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆歩行者の安全が確保され、安全・安心なまちづくりに繋がっている。</p>
2	交通バリアフリー事業の推進	歩行者優先の交通規制を行い、歩行者にやさしい交通環境の整備を進めます。（あんしん歩行エリア）	<p>【道路課】 歩行者にやさしい交通環境の整備として、歩行者の安全性を高めるため、「ゾーン30」事業を藤岡小学校周辺地区で実施した。エリア内では、最高速度30キロの交通規制の他、交差点カラー舗装、横断歩道の強調、グリーンベルト等の安全施設を設置し、通行車両の速度抑制や、歩行者の安全を確保する為の対策を実施した。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆地域内の安全性が向上し、安全・安心なまちづくりに繋がっている。</p>
3	公園・河川等の整備	公園の整備、河川環境整備を推進していきます。	<p>【花と緑の課】 蓮華寺池公園の南側広場やイベント広場（R2継続）、ジャンボ滑り台（R2継続）、園路等の整備を行った。また、新町・藤岡中央・ふじみ台・下青島・田中・上川公園公園の遊具の更新を行った。そのほか市内の各都市公園においても遊具や園路、フェンス等の改修工事を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆地域住民の身近な憩いと交流の場である公園の安全性・利便性が向上し、安全・安心なまちづくりに繋がっている。</p> <p>【河川課】 河川環境整備事業により、二級河川葉梨川の井尻橋下流左岸の堤防道路の舗装を行った。平成30年度から事業着手し、令和元年</p>

			<p>度に完成した。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>☆自然環境と触れ合いながら安全に歩行できるよう遊歩道を整備し、安全・安心なまちづくりに繋がっている。</p>
4	ふれあい広場の利用促進	地域住民が利用しやすいよう、環境整備を行います。	<p>【協働政策課】</p> <p>衛生環境向上のためトイレを汲み取り式から水洗化に建替え（2か所）、経年による劣化が著しいフェンスや照明灯の修繕、工事（計18か所）、流出した砂を補充するため砂の搬入（10か所）。</p> <p>【地域からの声】</p> <p>「安心して利用できるようになりました」との声をいただいた。</p>
5	公共施設等のバリアフリー化の促進	多くの人々が利用する公共的な施設や学校施設について、バリアフリー化への指導と実施を進めます。	<p>【建築住宅課】</p> <p>「高洲南小学校第2児童クラブ建築工事設計業務委託」及び「れんげじスマイルホール「キッズパーク」改修工事設計業務委託」において、施設のバリアフリー化設計に努めた。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>☆施設利用者の安全性及び利便性が向上する。</p>
6	地域防犯活動の推進	子どもを犯罪などの被害から守るために、地域における防犯灯の設置促進や見守り活動の支援を図ります。	<p>【交通安全・地域安全課】</p> <p>各地区自主防犯団体による登下校の見守り活動や防犯ボランティアによる青色回転灯パトロール、安全安心サポートネットワーク事業等を実施し、犯罪発生の抑制を図った。犯罪防止や地域の危険箇所等に防犯灯を176灯新設した。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>☆継続的な見守り活動で、地域における子どもたちの安全が確保されている。</p> <p>【地域からの声】</p> <p>登下校の見守り活動等に対し、感謝の声が上がっている。</p>
7	シックハウス対策の推進	公共施設等の建設にあたり、シックハウス対策に適合した材料等を使用します。	<p>【建築住宅課】</p> <p>すべての施設について、シックハウス対策に適合した材料を使用した。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>☆公共施設等における安全性が向上した。</p>
8	通学路の安全対策	家庭・地域・学校等が連携し、通学路の安全点検を行います。	<p>【教育政策課】</p> <p>学校、PTA等による通学路調査は199件。その内、市、警察等による19か所の安全点検を実施した。</p>

			<p>【実施状況・効果】 ☆多くの人の視点で通学路の安全点検をすることができた。 ☆点検個所については、関係部署と協力して改善に繋げる。</p> <p>(※平成29年度は、大阪北部地震によるブロック塀の点検や登下校中の児童が襲われる事件による不審者等危険個所の点検を実施しました。)</p>
9	交通安全日本一推進事業	<p>「交通安全日本一」の都市を目指して、交通安全関係機関と連携し、各季の交通安全運動をはじめ、交通安全教室や街頭指導、啓発活動等を展開し、全世代の交通安全に対する意識向上を図ります。</p>	<p>【交通安全・地域安全課】 交通安全日本一を目指して、各季交通安全運動を実施するとともに、高齢者事故防止対策の一環として、運転免許証自主返納支援事業や高齢者交通事故防止推進モデル地区事業を実施し、また、市内公立中学校を対象にプロのスタントマンが交通事故を再現する交通安全教室などを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室（警察署・交通安全協会・藤枝市で実施） ・スタントマンによる交通安全教室 （市内公立中学校 4校 1,314人参加） ・運転経歴証明書発行手数料の助成 911人 ・交通安全マイレージカード（R元年度 435人発行） ・チャイルドシート着用調査（保育園・こども園で4回実施） <p>【実施状況・効果】 ☆各年齢層対象の交通安全教育を実施したことにより、交通安全意識の向上に繋がっている。</p> <p>【地域からの声】 交通安全教室参加者から交通安全に対する前向きな感想が上がっている。</p>
10	住宅の確保に関する情報提供等の推進	<p>県営・市営住宅の案内をするとともに、市ホームページにおいて市営住宅の情報を発信します。</p>	<p>【建築住宅課】 市営住宅申込案内について、市ホームページにて情報を発信した。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆インターネット利用率の高い子育て世帯に向けて、効果的な情報発信ができた。</p>

第2節 育児不安の解消

基本施策Ⅰ 地域における子育てサービスの充実

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)の充実	<p>地域子育て支援センターにおいて、親子の交流の場を提供し子育てに関する情報提供、相談や援助を行い、子育て支援の充実を図ります。</p> <p>また、地域子育て支援センターがさらに身近なものとなるよう「子育てフェスタ」の開催や「あかちゃん講座」を行います。</p> <p>施設整備面では、平成32年度整備予定の葉梨地区交流センター内に地域子育て支援センターの設置を進めます。</p>	<p>【児童課】</p> <p>市内13か所ある子育て支援センターを、年間延べ137,336人の親子等が利用し、2,710件の子育てに関する相談を受けた。</p> <p>また、子育て支援センター事業を周知するイベント「第8回子育てフェスタ」を開催し、約1,200人の親子が来場した。</p> <p>また、静岡県看護協会志太榛原地区支部と連携した「まちの保健室」事業を実施し、子育て中の保護者に対して、専門的で正しい子育てに関する知識と専門家に気軽に相談できる場の提供を行った。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>☆多くの親子にとって身近な相談の場、遊びの場として、子育て支援センターが利用され、支援センターが身近なものになっている。</p> <p>【利用者の声】</p> <p>「子育てに関する相談ができたり、家以外で子どもが全力で遊べたりする場所があるのはありがたい」との声をいただいた。</p>
2	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の充実	<p>育児の援助を受けたい人が、援助を受けたいときに受けられるとともに多様な依頼に対応するため、援助を行う人の増加を図り支援体制の充実を図ります。また、発達に課題をもつ子どもについても、一時的な預かりなどの育児の援助を行います。</p>	<p>【児童課】</p> <p>子育て援助活動支援事業の充実を図るため、子育ての援助をする提供会員の確保に努めた。</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数：1,189人（令和元年度末） <ul style="list-style-type: none"> うち、提供会員数：279人 うち、依頼会員数：837人 うち、両方会員数：73人 ・活動回数：5,822回/年（前年比1,263回減） <p>【利用者の声】</p> <p>「仕事で遅くなる時や、リフレッシュのために利用したが、いざという時サポートがあると思うと心強く、様々な事に挑戦する事ができた」との声をいただいた。</p>

3	藤枝おやこ館運営事業への支援	親子が自由に遊べる場所の提供、子育て中の親の悩みや子どもの悩み相談などの事業を行う「藤枝おやこ館運営協議会」に対し、事業実施のためのサポートや財政支援を行います。	<p>【児童課】 「藤枝おやこ館運営協議会」に対し財政支援を行い、市内外から15,780人の親子が利用した。 また、15万人達成を記念して「藤枝おやこ館☆夏まつり」を実施し、62組の親子が参加した。</p> <p>【実施状況・効果】 ・講座（読み聞かせ）及びイベント（映写会等）：48事業 ・相談件数：46件 ☆子育て中の親子に対して、癒し・憩い・遊びの場の提供により、楽しい子育て・コミュニケーションづくりのサポートに繋がっている。</p> <p>【利用者の声】 「駅近で商業施設の中にあるので利用しやすく、大変助かっている」との声をいただいた。</p>
4	れんげじスマイルホール運営事業の充実	子どもたちが自由に遊べるスペースを提供するとともに、民間事業者の有する企画力やノウハウを活用し、運動の習慣づけ、強い身体づくりをサポートすることで、子育て支援の充実を図ります。	<p>【児童課】 平成28年4月1日にオープンした「れんげじスマイルホール」は、市内外から多くの親子が訪れ、年間96,440人の親子等が利用。運動遊びを通じて「子どもたちのからだづくり」に寄与している。令和元年度は、施設リニューアル事業を実施し、大型複合遊具やおむつ交換室の設置など、子育て支援施設としての機能・設備の充実を図った。</p> <p>【利用者の声】 「動きたくなる遊具・仕掛け・スタッフさんの声掛けにより、楽しく遊んで結果的に“出来る”が増えた。子どもの気持ちも前向きになっている」との声をいただいた。</p>
5	情報提供の充実	<p>子育て家庭が必要とする情報を、子育て支援サイト「ママフレ藤枝」「子育てガイドブック」「幼児教育・保育ガイド」「健康カレンダーweb版」などで迅速な情報提供に努めます。</p> <p>子育て支援サイト「ママフレ藤枝アプリ」のプッシュ機能を活用し、子ども・子育て支援に関する情報を積極的に発信します。予防接種管理機能など、年齢に合わせた情報提供を行います。</p>	<p>【児童課】 平成26年8月8日に開設した子育て支援WEBサイト「ママフレ藤枝」であるが、利用者の利便性の向上を図るべく、当該システムにアプリ機能を搭載し、「ママフレ藤枝アプリ」を平成29年3月23日にリリースした。</p> <p>また、さらなる利便性の向上を図るため、当該アプリ内に、子どもの予防接種を管理できる機能「予防接種NOTE」を搭載させ、子育て家庭への情報提供の充実とともに、利便性の向上も図った。</p>

			<p>【実施状況・効果】 アプリ登録者数：1,335名（令和元年度末） ☆イベント等への参加者数の向上に繋がっている。 ☆予防接種NOTEにより、子どもの予防接種に関することへの不安軽減に繋がっている。</p>
6	“子育てするなら藤枝”の推進	子どもと子育てに関する事業やイベントを子育て月間として集中的に開催するなど、多様な施策を広くPRし、「子育てしやすいまち藤枝」のイメージ定着に努めます。	<p>【児童課】 「子育て月間」定着のため、PRポスターを作成した。また、子育て月間においては、親子で楽しめるイベントを開催し、多くの来場者で賑わった。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PRポスター作成 200部 市内公共施設や幼稚園、保育園等で掲示 約130か所 ・イベント「子育てフェスタ」 9月7日開催 親子1,200人参加 ・イベント「プロと遊ぼう！芸術の秋まつり」 11月17日開催 親子162人参加 <p>【参加者の声】 「親子で触れ合え、子ども達も楽しく遊ぶことができ、参加してよかった」との声をいただいた。</p>
7	幼稚園、保育所、認定こども園の子育て支援	幼稚園、保育所、認定こども園では、地域の子どもたちに園庭を開放し、幼稚園と認定こども園では、未就学児の親子登園、育児相談なども行います。	<p>【児童課】 保育所については、地域子育て支援センター事業の一つとして実施し、幼稚園、認定こども園では、未就園児を対象に各園独自で園庭解放等の事業を行い、毎回多くの親子が利用した。</p> <p>【実施状況・効果】 相談件数：2,710件 ☆市内13か所すべての子育て支援センターで育児相談を実施し、相談件数は前年度より216件減少した。地域に根差し、気軽に相談できることから、子育て中の親の不安解消に繋がっている。</p>
8	就学の援助	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対して、学用品、給食費等、必要な援助を行います。	<p>【教育政策課】 経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対して、学用品、給食費等、必要な援助を行った。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護就学援助 小学校費 6人 229,165円

			<p>中学校費 5人 230,726円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準要保護就学援助 小学校費 520人 36,219,999円 中学校費 322人 35,999,332円 ・ 被災児童生徒就学支援 中学校費 1人 77,891円 ・ 特別支援教育就学奨励 小学校費 115人 3,707,370円 中学校費 79人 4,028,067円 <p>☆就学援助費等の支給により、就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減に繋がった。</p> <p>【利用者の声】 「経済的に助かっている」という声をいただいた。</p>
9	託児ボランティアサークルの活用	子育て中の親を対象とした学習会や行事に参加しやすくするため、託児ボランティアサークルを活用し、子育て中の親が学習会などに気軽に参加できるよう努めます。	<p>【児童課】</p> <p>子育て支援センターの行事やファミリー・サポート・センターの提供会員講習会等において、託児ボランティアサークルを活用したことで、子育て中の親が安心して各種行事に参加することができた。</p> <p>【参加者の声】 「子ども連れでも気軽に参加できた」などの声をいただいた。</p>
10	放課後子ども教室の充実	小学生を対象に、放課後及び週末にスポーツ・文化活動などの体験や異学年・地域住民との交流を実施しており、今後も内容などの充実を図ります。	<p>【生涯学習課】</p> <p>自治会や地域のボランティアと協力し、子どもたちが地域社会の中で健やかに育まれる居場所づくりを推進した。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8小学校区7教室（藤岡、広幡、大洲、葉梨、西益津、高洲、高洲南、青島東） ・ 開催回数：217回 ・ 参加者数：延べ5,711人 <p>☆地域の方々の協力を得て子どもたちに様々な体験の機会を提供することができた。</p>
11	しずおか子育て優待カード事業の推進	子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって地域全体で支える機運を高めるため、協賛店舗の拡大に努めます。	<p>【児童課】</p> <p>市内に広く事業を周知するため、市のホームページ等でPRを実施した。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>市内協賛店舗数：239店舗</p> <p>☆子育て世帯の経済的負担の軽減に繋がっている。</p>

12	あかちゃん駅の設置促進	乳児を持つ家庭が気兼ねなく外出できるよう、授乳・おむつ替えができるスペース「あかちゃん駅」の設置促進を図ります。	<p>【児童課】</p> <p>子育て世代が集まる施設や個店に対し、あかちゃん駅設置促進事業費補助金(3/4補助、上限375千円)をPRして設置を促進した。</p> <p>【実施状況】</p> <p>令和元年度 あかちゃん駅設置数：4か所(全体66か所)</p>
13	多子世帯の子育て応援	多子世帯(中学生以下の子どもが3人以上の世帯)に子育て応援パスポートを発行し、社会教育・体育施設の利用料等を減免し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。	<p>【児童課】</p> <p>多子世帯に子育て応援パスポートを発行し、社会教育・体育施設の利用料減免及び、指定管理者に対して減免した利用料の補填を行った。</p> <p>【実施状況】</p> <p>パスポート発行件数：871件 延べ利用件数：5,595件 延べ利用人数：18,730人 減免額：6,529,650円</p>
14	子育てファミリーの移住促進	市外及び市内賃貸住宅から市内の戸建て住宅又はマンションに移住する子育て世帯に対し、住宅の取得費用や移転費用の一部を助成し、子育て世帯の居住について支援を行います。	<p>【空き家対策室】</p> <p>18歳以下の子がいる世帯(妊娠中を含む)を対象に新築住宅、新築マンションの取得費用、引越し費用について助成。補助率1/2。取得事業上限：市外50万、市内賃貸30万(市内は賃貸居住者のみ対象)。</p> <p>移転事業上限：市外50万(市外転入のみ対象)</p> <p>【実施状況】</p> <p>令和元年度実績 269件(世帯人数964人のうち18歳以下426人) ※1世帯で取得、移転を両方申請していても1件としてカウント</p>

基本施策Ⅱ 子育て家庭への訪問支援

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗(実施)状況
1	育児サポーター派遣事業による育児支援	生後6か月までの乳児をもつ家庭に訪問し、育児相談や子育てに関する情報提供、離乳食の作り方の指導、遊びや体操の方法、沐浴の手伝い、健診への付き添いなど、出産後間もない母親が安心して子育てができるように保育士が育児支援をします。	<p>利用者145人に対し、1,586回(1,856時間)の訪問育児支援を実施し、併せて育児相談への対応(情報提供)も行った。また、保健センター、子育て支援センターと連携し、本サポート期間終了後の子育て支援に繋げた。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>母子手帳交付時の申請等、保健師との連携により、産後早い段階から訪問支援を実施。子育て中の母親の心の支えにも繋がった。出生数の減少により利用者数は減少しているが、一世帯の</p>

			<p>利用時間は増加傾向にあった。年度末コロナ禍での自粛で見合わせる利用者が多くなった。</p> <p>【利用者の声】 「相談でき心強かった」「近くに身内がないため、とても助かった」という声をいただいた。</p>
2	<p>養育支援訪問事業による育児支援</p>	<p>妊娠期からおおむね出産後1年以内にある育児不安などにより、継続的支援を特に必要とする家庭に対し、訪問による養育の支援を行い、養育者の育児不安等の軽減を図ります。</p>	<p>【子ども家庭課】 虐待やそのリスクを抱え、特に支援を必要とする概ね1歳未満から就園前までの子を持つ養育者に対して、家庭を訪問し、安心して子育てができるよう相談等の養育支援を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 訪問回数：1,380回 利用者数：67人 ☆養育支援員の増員により支援の幅が広がり、育児不安等の軽減に繋がっている。</p>
3	<p>乳幼児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)による育児支援</p>	<p>生後4か月までの乳児をもつすべての家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言、支援が必要な家庭に対しては適切な支援を行い、母子保健における指導・育児支援をします。</p>	<p>【健康推進課】 生後4か月までの乳児をもつ家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行った。</p> <p>生後4か月まで入院していた児に対しては、退院後に家庭訪問を実施し、様々な子育てに係る相談を受けた。</p> <p>【実施状況・効果】 訪問者数：895人 実施率100% ☆保護者の子育て不安の軽減に繋がっている。</p>

基本施策Ⅲ ひとり親家庭の自立支援

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗(実施)状況
1	生活支援の促進	<p>母子・父子家庭等の生活の安定と自立の促進を助け、子どもが心身ともに健やかに成長に寄与するため、「児童扶養手当」の支給をします。</p> <p>また、母子・父子家庭の経済的支援を目的として、保険給付の対象となる医療にかかった時に、「母子家庭等医療費」の支給をします。</p>	<p>【子ども家庭課】 「児童扶養手当」や「母子家庭等医療費」の支給により、母子家庭等の生活の安定や自立促進のための支援を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 R1年度末 児童扶養手当受給者数：890人 母子家庭等医療費助成521人 ☆支援を必要とする家庭の経済的負担の軽減に繋がっている。</p>

2	就労支援の促進	<p>就業意欲を持って特定の職業訓練等を受講する場合に、資金的援助を行う「母子家庭等自立支援給付金事業」を実施し、直接的に就業に結びつくよう支援します。</p> <p>また、公共職業安定所などの紹介により、ひとり親家庭の母と父を雇用する中小企業の事業主に助成金を交付する「高齢者等雇用奨励金」を実施し、ひとり親家庭の就労を雇用する側からも推進します。</p>	<p>【子ども家庭課】 「母子家庭等自立支援給付金事業」の実施により、職業訓練等の受講に対する資金的援助を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 自立支援教育訓練給付金：11人 高等職業訓練促進給付金：8人 ☆母子・父子家庭の経済的自立の促進に繋がっている。</p> <p>【産業政策課】 「高齢者等雇用奨励金」は13件支給し、内、ひとり親家庭のケースは1件でした。 ☆ひとり親家庭の雇用の促進に繋がっている。</p>
3	相談体制の充実	<p>家庭児童相談員や女性相談員を配置し、子どもについての悩みを持つ保護者等の相談に応じ、解決のための適切な助言や指導を行っています。特に、子どもの非行や不登校、家庭内や学校での人間関係など、問題解決のためのアドバイスや指導を行います。</p>	<p>【子ども家庭課】 育児不安や児童虐待、DVなど家庭内の複雑な問題を抱えている相談者に対して、助言・指導・援助の支援を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 家庭児童相談員：1人、女性相談員：1人 相談又は指導回数：8,243回 ☆社会環境の変化に伴い、相談内容についても複雑化しているが、関係機関と連携しながら、迅速かつ丁寧な対応を心がけており、継続的に支援を必要とする家庭との関係が良好に保たれている。</p>
4	母子生活支援施設への措置	<p>配偶者からの身体的暴力や精神的暴力による母子家庭の自立に向けて、各制度の周知、心のケア・サポートの実施など、きめ細やかな支援をするため、母子生活支援施設への措置を実施します。</p>	<p>【子ども家庭課】 DV被害者が、安心して自立した生活が送れるように、関係部署との連携を密にきめ細かな支援を行うとともに各種制度の周知、心のケア・サポートを行った。</p> <p>【実施状況・効果】 令和元年度 母子生活支援施設入所者数：0名（うち児童0名） ☆支援を必要とする家庭の不安軽減に繋がっている。</p>
5	勤労者教育貸付資金	<p>藤枝市に居住する勤労者又はその子弟が大学等に進学し、又は在学するために要する費用に充てるための「勤労者教育資金貸付制度」を実施します。</p>	<p>【産業政策課】 勤労者の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るため、高校や大学における入学資金、在学資金として融資を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 融資：33件 ☆経済的負担の軽減に繋がっている。</p>

6	就学への支援	ひとり親家庭で小学校に入学する児童のランドセル及び学校指定用品の購入費用を助成します。	<p>【子ども家庭課】 小学校に入学する児童を監督・保護するひとり親家庭の保護者（児童扶養手当受給者）に、ランドセル及び学校指定用品の購入費用の助成を行った。</p> <p>【実施状況】 令和元年度対象者：60人 ☆ひとり親家庭における児童の健全育成と経済的負担の軽減に繋がっている。</p>
---	--------	---	---

基本施策Ⅳ 子育てネットワークづくり

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	子育て情報の提供	親同士が情報交換できる場を提供し、仲間づくりを支援します。	<p>【生涯学習課】 主に、小学校1年生を持つ保護者を対象に、家庭教育学級を通じて親同士が情報交換できる場を提供した。</p> <p>【実施状況・効果】 開催回数：98回（保護者の学習会76回・親子参加の学習会22回） 参加者数：延べ1,905人 ☆親同士のネットワークを作ることで、子育てにかかわる情報を共有し、子育ての不安を軽減することができた。</p>
2	子どもの保健福祉に関する実務体制の充実(再掲)	「藤枝市要保護児童対策地域協議会」にて、子どもの保健福祉に関する実務体制の充実を図ります。	<p>【子ども家庭課、教育政策課、子ども発達支援センター】 《再掲：1-Ⅱ-2 参照（P12）》</p>
3	子育てサロンへの支援	各地域で子育て中の親子を支えるため、親同士、子ども同士がふれあえる場として市内3か所にて開設しており、今後も推進に努めます。	<p>【福祉政策課】 藤枝市社会福祉協議会を通じて、子育てサロンの運営に関する補助を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆核家族が多く、子育てについて相談できる場が少ない中、この取組により親同士やボランティアと話をする機会が生まれ、親の悩みの解決や親子の心の安定に繋がった。</p>
4	世代間交流の推進	地区交流センターのふれあいまつりなどを開催します。	<p>【協働政策課】 各地区の交流センターで、ふれあいまつり等の交流イベントを開催した。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆多くの参加者でにぎわい、顔の見える地域づくりに繋がった。</p>

5	非行防止活動等ネットワークづくり	地区補導員の街頭補導実施や、青少年問題協議会、青少年健全育成推進会議、スクールサポーターとの連携による非行防止啓発活動の推進及び青少年相談を行います。	<p>【生涯学習課】 地区補導員による補導活動、環境浄化活動として有害図書類を入れる白ポスト回収活動を実施した。 また、青少年問題協議会・青少年健全育成推進会議等での連携推進を図った。 【実施状況・効果】 地区補導員：211人 補導活動：225回 延べ1,854人 ☆青少年の健全育成に関する意識の醸成を図ることができた。</p>
6	子育てコンシェルジュによる情報発信	幼稚園、保育所、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、助言を行います。	<p>【児童課】 通年で保育に関する総合相談員2名を配置し、2,628件の相談を受け、子育て世代に情報を提供した。 【実施状況・効果】 ☆保育所等への入園に対するアドバイス等を行うことで、保護者の保育制度の理解度の向上と不安軽減に繋がっている。 【市民の声】 「自分の家庭の状況に合ったアドバイスを聞いて良かった」等の声を頂いた。</p>
7	こども食堂の推進	食事を通じて子どもの居場所を提供する団体に対して助成を行い、こども食堂の推進に努めます。	<p>【子ども家庭課】 こどもが健やかに育成される環境の整備促進のため、市内でこども食堂を運営する団体に対し補助金を交付した。 【実施状況】 令和元年度補助団体：3団体</p>

第3節 子育てと仕事の両立支援

基本施策Ⅰ 乳幼児期の保育の量的拡大

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	認可保育所の増設	ニーズ調査結果に基づき、保育の量の見込みに対する必要量を確保すべく、認可保育所を増設し、保育定員の確保に努めます。	<p>【児童課】</p> <p>高州地区の認可保育所の新設に取り組み、H31.4より運営を開始した。令和元年度については、増設計画がなかった。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>わかばみや保育園 定員72名</p>
2	認定こども園の増設	保育の量の見込みに対する確保方策として、幼稚園の認定こども園化に取り組み、保育定員の確保に努めます。	<p>【児童課】</p> <p>志太幼稚園及び瀬戸谷幼稚園（高根幼稚園統合）の認定こども園化に取り組み、令和2年4月より運営を開始した。また、令和3年4月開園を目指す葉梨幼稚園が、認定こども園化に向けて工事着手した。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>保育定員増加数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・志太こども園：78人 ・せとやこども園：33人 <p>☆幼稚園の認定こども園化により、保育定員の拡大、及び保護者の就労等の理由を問わずに施設を利用できる環境が整った。</p>
3	小規模保育の増設	<p>3歳未満の保育需要が高い地域に小規模保育事業所を創設し、3歳未満児の保育定員の確保に努めます。</p> <p>なお、小規模保育事業所には、保育の質の確保の観点から、保育に携わる職員は保育士資格を有する者であることを求めています。</p>	<p>【児童課】</p> <p>①青島（青葉町）、高州、岡部地区に小規模保育施設の新設に取り組み、平成31年4月より運営を開始した。</p> <p>令和元年度については、新規増設計画はなかったが、2園の定員改正による保育定員の拡大を図った。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>■平成30年度整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンテレ保育園（青葉町） 定員12人 ・チャイルドルームリリー高州園（兵太夫） 定員19人 ・風の子の家（三輪） 定員12人※認可外保育施設からの移行保育施設が無い或いは少ない地域に、特徴を持った保育施設が設置できた。 <p>■令和元年度定員改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古民家保育園かえるの家 定員：12人→19人（7人増加） ・あいキッズランドみなみ園 定員：18人→19人（1人増加）

4	家庭的保育(保育ママ)の増設(増員)	<p>3歳未満の保育需要が高い地域に家庭的保育事業所を増設(増員)し、3歳未満児の保育定員の確保に努めます。</p> <p>また、家庭的保育者の確保に向けて、県知事及びその他の機関が行う研修制度の周知に努めます。</p>	<p>【児童課】 平成30年度に、家庭的保育者を確保すべく、家庭的保育者養成研修会を開催したが、令和元年度は実施しなかった。令和2年度開催に向けて準備を進めている。</p> <p>【実施状況・効果】 開催日：H31.3/2、3/9、3/10 参加者：12人 ☆新規に家庭的保育者5名、家庭的保育補助者3名を認定した。</p>
5	事業所内保育の増設	<p>出産後の円滑な職場復帰と優秀な人材の確保が図れる事業所内保育所の設置を事業所に働きかけます。</p> <p>また、保育所運営が安定的に行えるよう、地域住民の定員枠を設けるとともに、保育所の情報発信にも努めます。</p>	<p>【児童課】 青島地区に事業所内保育所の新設に取り組み、令和2年1月より運営を開始した。地域枠を設けるとともに、ラジオや市ホームページ、広報ふじえだ等により情報発信に努めた。</p> <p>【実施状況・効果】 ・プティ藤枝南園 定員：27人(うち地域枠7人)</p>
6	保育士の確保	<p>保育士を確保するため、国や県、近隣の大学等と連携し、保育士の処遇改善を図りながら、保育士の確保に努めます。</p> <p>保育士・幼稚園教諭専門の人財バンクを開設し、保育士等の人財の確保に努め、保育所等への就労に繋がります。</p>	<p>【児童課】 平成30年4月に開設した保育士・幼稚園教諭専門の人財バンク「enjobふじえだ」により、潜在保育士等へ市内の園の求人情報の提供を効果的に行った。</p> <p>【実施状況・効果】 R1雇用実績：33人、人財バンク登録者数：118人 年間求人数：57人(令和2年3月末時点)</p> <p>【求人側(保育所等)からの声】 「求人を出しても連絡が来ない」という声をいただいた。 (※働く側と求人側のニーズのアンマッチ)</p>
7	私立幼稚園2歳児保育推進事業	<p>2歳からの保育ニーズに対応するため、私立幼稚園での2歳児保育を推進し、必要な財政支援を私立幼稚園に対して行います。</p>	<p>【児童課】 保護者の仕事と育児の両立を支援し、幼児の健全育成を図るため、保育を必要とする2歳児の定期的受入れを実施する市内幼稚園に対し、補助金を交付し、新たな待機児童対策を実施した。</p> <p>【実施状況】 実施園：藤枝順心高等学校附属幼稚園 実利用人数：20名 延べ利用人数：1,049名</p> <p>上記施設に2,003千円の補助金を交付した。</p>

8	企業主導型保育の推進	企業が自主的に取り組む保育所設置事業に対して開設の支援をします。	<p>【児童課】 平成30年4月に開設した企業主導型保育事業所（下当間地内）に対して、保育所の施設整備に要する経費の一部を補助した。 本事業所は、国（公益財団法人児童育成協会）の承認を受けなければならないが、令和元年度は新規募集が無かった。</p> <p>【実施状況】 設置者：松葉倉庫㈱ 園名：まつの実 概要：鉄骨造2階建 211.84㎡（延面積） 定員：15名</p>
---	------------	----------------------------------	--

基本施策Ⅱ 放課後児童健全育成事業の量的拡大

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	小学校余裕教室の活用	子どもの放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、小学校施設の活用状況について教育委員会部局と定期的に情報交換を行い、小学校余裕教室などを活用していきます。	<p>【児童課】 教育委員会と連携を図りながら、令和2年度の入会申込において待機児童の発生が見込まれる小学校9校について、学校施設の活用について協議等を行った。</p>
2	専用施設の整備	校内の余裕教室が確保出来ない場合には、小学校敷地内や既存の社会資源を有効に活用して、子どもが生活しやすい専用施設を計画的に整備します。	<p>【児童課】 令和3年4月開所に向けて、高洲南小学校の専用施設的设计業務委託を行うとともに、R2年4月開所に向けて、高洲小学校第3児童クラブ（定員50名）の専用施設の整備を行った。</p>
3	規模の適正化	子どもの安全な生活が保たれるよう、利用者が多い大規模な放課後児童クラブを分割するなど、規模と指導員配置の適正化を図ります。	<p>【児童課】 令和元年度は児童数70名超の児童クラブについて分割を行った。</p> <p>【実施状況】 平成30年度に引き続き、高洲小、広幡小、高洲南小、藤枝小、岡部小において、教室や施設ごと支援の単位を分割し、規模に応じた指導員を配置した。</p>
4	指導員の確保と質の向上	事業の受託者と連携し、有能な指導員の確保や定着化に努めるとともに、専門的な研修によって知識や技能を身に付けられるよう、指導員全体の資質向上に努めます。	<p>【児童課】 令和元年度は主任指導員・補助指導員の賃金改善を行い、また、放課後児童支援員認定資格研修への参加を促した。</p> <p>【実施状況・効果】 ○賃金改善 ・主任指導員：1,040円（H30年度）⇒1,060円（R元年度） 10,000円／月の主任手当 ・補助指導員：940円（H30年度）⇒960円（R元年度） ○放課後児童支援員認定資格研修会参加者：22名 ○有資格者数：116名（R元年度末）</p>

			<p>【受託者・指導員からの意見等】</p> <p>賃金改善については、「指導員の雇用安定化につながっている」との声を頂いた。</p> <p>研修参加については、「子どもの発達や生活支援などの専門知識を得る場として有意義である」との声を頂いた。</p>
5	地域子育てサポーターの活用	放課後児童クラブの具体的活動の補助を行う地域子育てサポーターを積極的に活用し、食農・自然体験など地域ごとに特色ある活動を推進します。	<p>【児童課】</p> <p>地域子育てサポーターを通じ、各クラブにおいて地域住民との交流活動を積極的に行った。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>☆農作物の収穫や焼き芋、餅つきなど放課後児童クラブの日常では体験できない活動を通じ、地域住民との交流が図れている。</p>

基本施策Ⅲ 保育所での一時預かりや病児・病後児保育の充実

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	一時預かりの受け入れ態勢の充実	新たに開園する保育所や増改築する際に、一時預かりの部屋やスペースの確保を関係施設に働きかけを行います。	<p>【児童課】</p> <p>現在、7施設（認可保育所：3園・認定こども園：3園・地域型：1園）で専用室での一時預かりを実施している。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>☆専用室で一時預かりを実施する園が7園あることで、多くのニーズに答えられている。</p>
2	病児保育の拡充	（公社）藤枝市シルバー人材センターに対して、病児保育の継続実施を要請するとともに、新たに病児保育専用の保育室の確保に努めます。	<p>【児童課】</p> <p>子どもの健やかな成長と保護者の仕事と子育ての両立支援を図るため、平成29年度より国の要綱に基づき、病児保育事業を公益財団法人藤枝市シルバー人材センターに委託した。平成30年10月より地域型保育事業所キッズルーム・リトルハッピーに委託した。令和元年度中には小児科に併設した形の病児保育施設「小石川町クリニック病児保育室」の整備を行った。（令和2年4月から開所）</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>利用定員：2～3名</p> <p>☆病中における安全・安心な居場所づくりと保護者の仕事と子育ての両立支援に繋がっている。</p>

3	病後児保育の継続実施	藤枝保育園と藤枝聖マリア保育園に対して、病後児保育の継続実施を要請します。	<p>【児童課】 子どもの健やかな成長と保護者の仕事と子育ての両立支援を図るため、病後児保育事業を藤枝保育園に委託した。なお、藤枝聖マリア保育園については、H29年度末で病後児保育を終了した。</p> <p>【実施状況・効果】 利用定員：2名 ☆病気からの回復期における安全・安心な居場所づくりと保護者の仕事と子育ての両立支援に繋がっている。</p>
---	------------	---------------------------------------	--

基本施策Ⅳ 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直し

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	仕事と生活の調和を実現している企業への社会的な評価の促進	<p>男女共同参画の推進に積極的な市内事業所を募集し、認定を行います。</p> <p>認定事業所の取り組みを広く紹介して、企業の意識高揚と就業環境づくりを推進します。</p>	<p>【男女共同参画・多文化共生課】 男女共同参画の推進に積極的な市内事業所の認定を行った。また、認定事業所の取り組みを広く紹介して、企業の意識高揚と就業環境づくりを推進した。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規認定：2事業所 ・更新（認定後3年を経過）：2事業所 令和元年度末：合計30事業所 ・市ホームページ、広報ふじえだ（6月5日号の特集記事）、情報誌「Runらんらん」に認定事業所の取組み事例と認定を受けての企業の意気込みを掲載した。 <p>☆企業の意識高揚と就業環境づくりの推進に繋がった。</p>
2	多様な働き方の広報・啓発の充実	事業主を対象にした啓発事業の実施、事業主向け啓発チラシの作成を行います。	<p>【男女共同参画・多文化共生課】 女性活躍推進法が施行され、女性が働きやすい環境づくりなどの取り組みが求められる中、企業が女性活躍に取り組む必要性やメリットを掲載したリーフレットを作成し周知するとともに、市内事業所の女性管理職を対象としたセミナーを開催し「働き方改革」や「育児・介護と仕事の両立支援」を学び、男女共同参画への意識高揚と就業環境づくりを推進した。</p> <p>【実施状況】 (1) 女性活躍リーフレット</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・作成部数：4,000部 ・配布先：藤枝商工会議所・岡部町商工会会員事業所、 地区交流センターなど <p>(2) 女性管理職セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者：23名 <p>【事業者からの声】 「女性が管理職として働くための心構えが分かった」「男性社員の育児取得について社内で検討したい」との声を頂いた。</p>
3	労働者等の雇用の継続及び再就職の促進	労働者の「仕事と介護の両立」を支援する法律として「育児・介護休業法」があり、この制度を利用できるよう周知・啓発を行います。	<p>【産業政策課】 静岡労働局等、関係機関からの啓発チラシやポスター等については、各地区交流センター等の公的施設に配架を行い、併せて、市内企業への情報メールマガジンにより啓発を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆多様な媒体による啓発で、周知を図ることができた。</p>

第4節 子どもと母親の健康の確保

基本施策Ⅰ 安心して子どもを生み、育てられる環境づくり

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	妊婦に対する出産準備教育や相談の場の充実	妊婦に対する保健指導・相談の場の提供と事後支援体制の整備及び、「パパママ教室」にて出産準備、育児知識の教育、父性意識の向上や妊婦同士の交流の場を提供し、仲間づくりを支援します。	<p>【健康推進課】 母子健康手帳交付時、専従の保健師による全妊婦への保健指導を実施し、妊娠期から出産後の切れ目のない支援を行いました。安心して出産・育児に臨むための必要な知識、技術を習得する機会や仲間と交流する場として、「パパママ教室」を開催し、初めて父・母となる参加者に好評でした。</p> <p>【実施状況・効果】 ・母子手帳交付数 887人 ・個別計画作成25件 ・パパママ教室 全13回 参加者延べ240人</p>
2	妊娠中の健康診査の充実	妊娠中に行う健診について、経済的負担を軽減するために公費負担で行い、健診での異常早期発見をし、安全・安心な出産を支援します。	<p>【健康推進課】 妊娠届時に妊婦健康診査受診票（最大14回分/人）を交付し、妊婦健康診査の費用負担を軽減し、積極的に受診勧奨しました。</p> <p>【実施状況・効果】 ・受診票交付枚数 延べ13,144枚 ・受診票使用件数 延べ10,403件 ・償還払い件数 延べ41件</p>
3	妊娠期から産後の切れ目のない支援の充実	専従の保健師が妊娠届出時から妊婦に対する相談を実施し、安全・安心な出産を迎えられるよう関係機関との連携による支援の充実を図ります。	<p>【健康推進課】 専従の職員が、全妊産婦の状況を把握して、継続的な支援が必要な妊産婦に対する個別の支援計画を作成し、訪問や電話によるきめ細やかな支援を行ないました。</p> <p>【実施状況・効果】 ・プラン作成数 25件 ・訪問、電話による支援 404件</p>
4	不妊・不育症治療の支援体制の充実	医療保険が適用されない人工授精・体外受精・顕微授精・男性不妊治療及び不育症の治療を受けた夫婦に対し、費用の一部を助成します。	<p>【健康推進課】 不妊や不育に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費及び一般不妊治療費、不育症検査や治療費の一部を助成し、子どもを望む方への支援を行いました。</p> <p>【実施状況・効果】 ・特定不妊治療（体外受精・顕微授精） 延べ184件 （男性不妊治療 再掲 0件）</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療（人工授精） 延べ 38件 ・不育症治療 延べ 1件
5	産後の支援体制の充実	産婦健診で心身のケアや育児サポートの必要な産婦を把握し、安心して子育てができるよう産後ケア事業の実施により、産後の子育て支援の体制の充実を図ります。	<p>【健康推進課】 産後うつの発見と新生児虐待を予防するため、産後2週間と産後1か月の時期に産婦健診を実施しました。産婦健診の結果等により、支援が必要な母子に対して産後ケア事業を実施しました。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦健診 1回目：717人（81.5%） 2回目：857人（96.2%） ・産後ケア事業 延利用件数：178件（宿泊型0件 日帰り型2時間未満113件 2時間以上63件 訪問型2件） 実利用人数：42人 <p>☆子ども家庭課と妊産婦における情報共有を月1回開催し、関係機関と連携し母子の支援を行うことができました。</p>

基本施策Ⅱ 基本的な生活習慣づくり

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	幼稚園や認定こども園等と連携したメディア対策の推進	子どもたちの健やかな成長と親子の絆を深めるため、テレビ等のメディアによらない「ノーメディアデー」を推進します。	<p>【児童課】 親と子の絆を深める活動について、保育所等へ普及させるため保育園園長会を通して情報提供に取り組みました。</p>
2	食に関する学習機会や情報提供の推進	<p>「食生活相談」「パパママ教室」等にて、市民を対象とした食に関する学習機会や情報提供の充実を図ります。</p> <p>また、児童、生徒の発達段階に応じた食に関する学習機会や栄養に関する情報提供に努めます。</p> <p>家庭教育学級では「食育」についての学習会を開催します。</p>	<p>【健康推進課】 個別の食生活相談と、妊婦とその夫を対象とした学習会を開催した。</p> <p>【実施状況・効果】 食生活相談（妊産婦・乳幼児相談者）延べ 887人 パパママ教室（食育講座受講者） 延べ 137人 ☆食育に関する意識を高めることができた。</p>
3	乳幼児から発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供の推進	<p>「離乳食教室」「6か月すこやか相談」等での食生活相談の体制を整備します。</p> <p>また、子育て中の保護者への「食育」をテーマにした出前講座を行います。</p>	<p>【健康推進課】 食に対する教育と個別相談を実施した。</p> <p>【実施状況・効果】 もぐもぐごっくん赤ちゃん教室（離乳食教室）22回 588人 6か月すこやか相談 34回 904人 ☆食に対する意識を高めることができた。</p>

4	食事づくり等の体験活動の推進	<p>子どもが実際に料理をする機会を増やすために藤枝市健康づくり食生活推進協議会による「親子料理教室」や管理栄養士による「食育講座」を行います。</p> <p>地区交流センターにおいても子どもを対象にした料理教室を開催します。</p>	<p>【健康推進課】 親子料理教室や食育講座を実施した。</p> <p>【参加者からの声】 親子料理教室 5回 66人参加 放課後児童クラブでの食育教室 10回 610人参加 ☆楽しみながら食について学ぶことができるという声をいただいた。</p>
5	地産地消を基にした食育の推進	<p>学校給食食材への地場産品の活用を図るとともに、料理等を体験する機会の提供時には地域の食材を積極的に取り入れることに努めます。</p> <p>保育所においては毎月1回「地場食材の日」を設定し献立メニューに取り入れていきます。</p>	<p>【学校給食課】 学校給食の県内産使用率は、令和元年度 39.1%で、平成30年度 38.6%より 0.5%増加した。親子料理教室では66名の参加者があり、市内産のとうもろこしやジャガイモ、キュウリ、チンゲン菜、しいたけ、梨を使用した「とうもろこしごはん」や「藤色ポテトサラダ」、「チンゲン菜のスープ」、「フルーツポンチ」の料理などを作った。また、参加者が生産者から話を聞く機会を設け、地産地消や食育指導に繋がった。</p> <p>【参加者の声】 「自分では作ったことのないメニューだったのでとても勉強になった。早速、家でもやってみようと思う」「子どもの嫌いな野菜も、今日はおいしかったそうです」「大勢のお友達と分担しながら協力して出来たことが、とても良い経験となりました」「料理のお手伝いを子供にさせるようにすることで子供とゆったりした気持ちで向きあうことができたことで貴重な体験になった」などの声をいただいた。</p> <p>【児童課】 保育所においても毎月1回「地場食材の日」を実施している。低年齢のうちから地域の食材に親しむことができると好評。</p>
6	食物アレルギーをもつ児童・生徒に給食の情報を提供	<p>児童・生徒に対してアレルギー調査を実施するとともに、給食で使用する食材の食品成分等の情報を提供します。</p>	<p>【学校給食課】 学校へのアレルギー状況調査を6～7月に実施した。</p> <p>その結果、学校で把握しているアレルギーを持つ児童は331人、生徒は185人、合計516人だった。児童・生徒や保護者が食物アレルギーを知るように、給食献立表にアレルギー欄を設け、デザートとともにホームページに掲載するようにした。また、食材もアレルギー対応の物を使用し、保護者の代替食が少なくなるよう努めた。また、マニュアルを改訂し、アレルギーを持つ児童生徒</p>

			<p>の対応について基準を明確化した。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆アレルギーを持つ児童・生徒の保護者は、献立表やホームページを見て子どもに必要な代替え食を用意することができるようになった。 ☆ノンアレルギー食品の購入を心掛けた結果、子どもが皆と一緒の物が食べられると喜んでいました。</p> <p>【学校からの声】 「アレルギー物質の表示がわかりやすく、指導しやすくなった」との声をいただいた。</p>
7	食物アレルギーに関する知識の向上	<p>保育所や放課後児童クラブ等の給食に係る職員に対して、食物アレルギーに関する知識向上のための情報提供や研修会を開催します。</p>	<p>【児童課】 毎月開催の献立会議にて、認可保育所及び認定こども園の給食職員に対して、食物アレルギーに関する情報提供をした。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆アレルギーについての情報を共有することで、安全な給食の提供につながっている。</p>
8	体力づくりの視点に立った指導	<p>体力、運動能力調査の結果を踏まえ、各校において児童生徒のバランスのとれた体力づくりの視点に立った指導を進めます。</p>	<p>【教育政策課】 バランスのとれた体力の向上や発達段階に応じた基礎体力づくりのため、ふじえだ型体づくりメニュープログラムを体育授業の準備運動などで積極的に活用した。</p> <p>【指導者からの声】 単純だが意味のある動きを続けることで、一定以上に心拍数を高め、動きの素地となる感覚づくりを通して体の動きを良くし、発達段階に応じたバランスのとれた基礎体力をつけられる指導として活用されている。</p>
9	キッズサッカーの普及	<p>市内の幼稚園、保育所等を対象とした教室や大会を開催します。また、日本サッカー協会が行うポット苗芝生化モデル事業などを活用し、園庭の芝生化を推進します。</p>	<p>【児童課】 市サッカー協会と（学法）法城学園が開催する「ちびっこサッカー大会（法城学園杯）」に協力したが、令和元年度は雨天のため中止となった。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆毎年多くの参加者があり、恒例の大会として定着している。 ☆幼児の健全な成長と幼保一体化の推進に寄与している。</p>

基本施策Ⅲ 母子保健サービスの充実

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況																
1	乳幼児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)の充実(再掲)	生後4か月までの乳児をもつすべての家庭を訪問し、子どもの発育の確認や育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言、支援が必要な家庭に対しては適切な支援を行い、母子保健における指導・育児支援をします。	【健康推進課】 《再掲：2-II-3参照（P30）》																
2	乳児健康診査・相談の充実	乳幼児の異常の早期発見と適正な治療や保健指導に結びつけることを目的として、委託医療機関による「4か月・10か月児健康診査」の推奨と事後支援に努めます。また、「6か月児すこやか相談」にて発育・運動発達の確認、生活・栄養指導、育児相談体制の充実を図ります。	【健康推進課】 家庭訪問や相談の場面で健診を勧めることで、高い受診率となった。 【実施状況・効果】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>該当</th> <th>受診者数</th> <th>受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4か月健診</td> <td>943人</td> <td>939人</td> <td>99.6%</td> </tr> <tr> <td>10か月健診</td> <td>988人</td> <td>927人</td> <td>93.8%</td> </tr> <tr> <td>6か月相談</td> <td>921人</td> <td>904人</td> <td>98.2%</td> </tr> </tbody> </table> ☆健診の結果、適正な受診や保健指導に繋げることができた。 【保護者からの声】 「育児や離乳食の相談や赤ちゃん体操を教えてもらってよかった」「子どもの発育について確認できた」等の声をいただいた。		該当	受診者数	受診率	4か月健診	943人	939人	99.6%	10か月健診	988人	927人	93.8%	6か月相談	921人	904人	98.2%
	該当	受診者数	受診率																
4か月健診	943人	939人	99.6%																
10か月健診	988人	927人	93.8%																
6か月相談	921人	904人	98.2%																
3	幼児健康診査の充実	「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」にて、幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に、心身の発育への支援、疾病の早期発見、治療、療育支援につなげ、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養、育児相談体制の充実を図ります。未受診者に対しては訪問指導等で発達や育児状況の確認をし、必要に応じて継続支援につなげます。	【健康推進課】 「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」にて、幼児の健康の保持及び増進を図った。 また、未受診者に対してハガキや訪問で受診の勧奨を行った。 【実施状況・効果】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>該当</th> <th>受診者数</th> <th>受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1歳6か月健診</td> <td>942人</td> <td>925人</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td>3歳児健診</td> <td>1,039人</td> <td>1,039人</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> 【保護者からの声】 「育児や子どもの食事、母親自身の体調について相談できてよかった」等の声をいただいた。		該当	受診者数	受診率	1歳6か月健診	942人	925人	98.2%	3歳児健診	1,039人	1,039人	100.0%				
	該当	受診者数	受診率																
1歳6か月健診	942人	925人	98.2%																
3歳児健診	1,039人	1,039人	100.0%																
4	事故予防等啓発の推進	「6か月児すこやか相談」の場を活用し、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故予防のための啓発を推進します。	【健康推進課】 「6か月児すこやか相談」にて、事故予防等のための啓発を行った。 【実施状況・効果】 6か月児すこやか相談：34回/年 904人に実施																

			<p>☆子どもの発達に合わせた啓発を行い、事故予防に繋げた。</p> <p>【保護者からの声】 「家庭環境の見直しをしようと思う。」等の声をいただいた。</p>
5	親への相談指導等の実施	<p>親が育児や発達の相談をし、育児が順調に行えるように支援するための「健康相談」「電話相談」、運動発達面で気になる子どもとその保護者に対して理学療法士等が行う「運動発達相談」、管理栄養士による食生活に関する「食生活相談」といった相談体制の充実を図ります。</p>	<p>【健康推進課】 子どもの発達状況や保護者の状況に合わせた個別相談を実施。</p> <p>【実施状況・効果】 健康相談 延べ4,530人 電話相談 延べ972人 運動発達相談 延べ45人 食生活相談 延べ887人 ☆必要な支援に繋げることができた。</p> <p>【保護者からの声】 「子どもの発育や発達が気になっていたが、対応の仕方を相談できてよかった。」等の声をいただいた。</p>
6	予防接種に関する助言や情報提供の推進	<p>疾病の発生予防及び蔓延防止を目的に、予防接種に関する情報提供と、子どもの体質や体調などに合わせて適切な時期に接種することを勧奨します。</p>	<p>【健康推進課】 訪問、相談、健診等様々な場面で接種勧奨を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 子どもの予防接種 接種率 98.9% ☆接種率の向上に繋がっている。</p>

基本施策Ⅳ 小児医療の充実

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	小児医療に係る関係機関との連携	<p>子どもがいつでも適切な医療が受けられるように小児救急電話（#8000）等の啓発、志太・榛原地域救急医療センターや休日当番医制度により、地域の初期救急医療体制の維持に努めます。</p> <p>また、志太榛原医療圏の自治体と4医師会、公立病院などの連携を推進し、安定した医療体制を推進します。</p>	<p>【健康推進課】 母子手帳交付時、訪問、相談、健診等で小児救急電話（#8000）の啓発を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆電話で相談できるという安心感が、保護者の子育て不安の軽減にも繋がっている。</p>
2	小児医療受診に対する経済的支援	<p>「こども医療費助成事業」にて、18歳の年度末までの子どもを対象に、疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、「育成医療給付」にて、身体に障害のある18歳未満の子どもを対象に、生活能力を得るための必要な医療給付を行い経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p>【子ども家庭課】 18歳の年度末までの子どもの保護者を対象に「こども医療費助成事業」を実施した。</p> <p>【実施状況・効果】 給付件数：327,362件 ☆疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減に繋がっている。</p>

			<p>【自立支援課】 肢体不自由や先天的な心臓疾患などがあり、将来障害を残す可能性のある18歳未満の子どもで確実な治療効果が期待できるものに対し、必要な医療に要する費用の一部を助成した。</p> <p>【実施状況・効果】 給付件数 11件 ☆保護者の経済的負担の軽減に繋がっている。</p>
3	未熟児養育医療における経済的負担の軽減	未熟児の健康の保持及び増進を図ることを目的とし、医師が入院を必要と認めたものに対し、「未熟児養育医療給付」を行います。	<p>【子ども家庭課】 未熟児の健康の保持及び増進を図るため「未熟児養育医療給付」を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 受給資格者数：52人 ☆未熟児の健康の保持及び増進、並びに保護者の経済的負担の軽減に繋がっている。</p>

第5節 子育てに関する意識啓発

基本施策Ⅰ 次代の親の育成

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	結婚し、子どもを生み、育てることの意義に関する教育・広報・啓発	男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み、育てることの意義に関する教育や広報・啓発を行い、子育て支援を推進します。また、結婚や家族をテーマにしたフォーラムや子育てと家庭教育をテーマにした出前講座を開催します。	<p>【男女共同参画・多文化共生課】</p> <p>①パパママ講座として、市民団体との協働により「ふじえだイクメン養成講座」を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絵本読み聞かせ講座 親子12組参加 ・お風呂でスキンケア講座 親子6組参加 ・新聞切り絵講座 親子11組参加 <p>②ふれあい体験事業の実施（中学生を対象に出前講座の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生ふれあい出前講座 3校実施 <p>【参加者からの声】</p> <p>「子育てに対する知識や理解を深める良い機会となった」との声をいただいた。</p>
2	男女共同参画の推進	市内の地区交流センター単位に「男女共同参画地区推進員」を置き、地域社会から男女共同参画を啓発し、男女がともに参画する地域づくりを推進します。男女共同参画に関連する団体の活動拠点として「男女共同参画推進センター」の運営を支援します。	<p>【男女共同参画・多文化共生課】</p> <p>①男女共同参画地区推進員事業</p> <p>65人の地区推進員が各地区で講演会の開催やふれあいまつりでの啓発、たよりの発行等の啓発事業を実施した。また、全地区の一年の活動を「事業報告書」にまとめたほか、地区の活動を男女共同参画社会づくり啓発誌「Runらんらん」で紹介し、活動の啓発を図った。</p> <p>②男女共同参画推進センター「ぱりて」</p> <p>ぱりて市民大学（年2回）、ぱりて講座（年3回）、ぱりて健康長寿講座（年5回）等、男女共同参画推進センター各種事業の活動を支援した。</p> <p>【参加者からの声】</p> <p>「男女共同参画について考える機会となった」、「性別に関わらず家事や育児もともに取り組むという意識につながった」との声をいただいた。</p>

3	乳幼児とのふれあい体験学習等の推進	保育実習や職場体験による中・高校生の保育体験を推進します。 また、小・中学生を対象に学校等と連携し、子育てについて理解を深める講座の開催や、父親の家庭教育を考える集いを開催します。	<p>【教育政策課】 キャリア教育の観点から、生徒本人の希望により、中学校毎に保育園・幼稚園等での職場体験研修を実施した。 また、特別活動として近隣幼稚園等との交流を実施した。</p> <p>【参加者からの声】 「自身の将来観や職業観を考える良い機会となった。」との声をいただいた。</p>
4	家庭教育に関する講座の開催	市内全小学校において、学習会（子育て講話、親子体験、読書講座等）や学級長会を開催します。	<p>【生涯学習課】 市内全小学校(17校)で家庭教育学級を開設し、779人の学級生が学習会に参加した。</p> <p>【実施状況・効果】 親同士のネットワークを作ることで、子育てにかかわる情報を共有し、子育ての不安を軽減することができた。</p>

基本施策Ⅱ 男女共同参画の啓発

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	子育てに関する意識啓発の推進	男女共同参画による地域全体で子育てを支える意識啓発を推進します。	<p>【男女共同参画・多文化共生課】 父親の家事・育児参画支援を目的とした「ふじえだイクメン講座」や市内65人の地区推進員が地域で啓発事業を実施する男女共同参画地区推進員事業を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆地域で子育てを支えるという意識の啓発に繋がっている。</p>
2	結婚し、子どもを生子、育てることの意義に関する教育・広報・啓発（再掲）	男女が協力して家庭を築くことや子どもを生子、育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行い、子育て支援を推進します。また、子育てと家庭教育をテーマにした講座を開催します。	<p>【男女共同参画・多文化共生課】</p> <p>《再掲：5-I-1参照（P47）》</p>
3	男女共同参画の推進	市内の地区交流センター単位に「男女共同参画地区推進員」を置き、地域社会から男女共同参画を啓発し、男女がともに参画する地域づくりを推進します。男女共同参画に関連する団体の活動拠点として「男女共同参画推進センター」の運営を支援します。	<p>【男女共同参画・多文化共生課】</p> <p>《再掲：5-I-2参照（P47）》</p>

基本施策Ⅲ 家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	子どもの発達段階に応じた学習機会や情報の提供	家庭教育講座、就学時健康診査等の機会を利用した子育て講座を開催します。	<p>【生涯学習課】 親子体操や子育て講座などの家庭教育出前講座を16回（受講者1,083人）、基本的生活習慣の大切さを学ぶ就学時健診時親学講座を17回（受講者1,308人）開催した。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆いずれも好評で、次回の講座を希望する声が挙がっている。</p>
2	相談体制の整備や子育てサークル活動への支援	家庭教育相談を行うとともに、子育てサークルが行う公益的な事業については、藤枝市市民活躍まちづくり事業補助金による財政支援を行います。	<p>【生涯学習課】 家庭教育学級の機会を捉え、社会教育指導員による家庭教育に係る相談に対応した。</p> <p>【参加者の声】 「相談して良かった」という声をいただいた。</p> <p>【市民活動団体支援室】 市民活躍まちづくり事業補助制度により、市民活動団体（子育て支援に取り組む団体を含む）の公益的な活動に対し、補助金を交付した。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆幼児の英語教育に関する事業や親子コンサートなどを行う3団体に対し、計300千円を交付した。財政的支援により、各団体の活動内容の充実が図られた。</p> <p>☆令和元年度交付団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡脳科学研究会（幼児児童の英語教育に関する講演会開催） ・ぽこぽこぱんだ（体験型親子コンサートや親子教室等の開催） ・静岡県花育推進プロジェクト実行委員会（花育の推進イベント等開催）
3	ブックスタート事業の推進	乳幼児健康診査時に、赤ちゃんと保護者が絵本を介して親子のふれあいを深められるよう、メッセージを伝えながら、絵本の読み聞かせや絵本を贈る事業を推進します。	<p>【図書課】 毎月3回行われる乳幼児（6か月児）健診時に、901組の赤ちゃんと保護者に絵本を贈った。</p> <p>【実施状況・効果】 この事業をきっかけに家庭での読み聞かせを行うようになったという声があった。</p>

4	体験活動の機会の充実	<p>自然環境等、地域の教育資源を活用した体験活動の機会を持ち、地域学習を推進していきます。</p> <p>土曜日を中心に、地区交流センターにおいて、子どもや親子を対象とした講座や体験学習等を開催します。</p>	<p>【協働政策課】</p> <p>各地区の交流センターにおいて、子どもや親子を対象とした講座や体験学習等を92講座開催し、2,125名が受講した。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>☆地域の学習活動が促進された。</p>
5	スポーツ環境の整備	<p>総合型地域スポーツクラブへの支援を行い、地域の中でだれもが楽しく気軽にスポーツができる環境づくりを推進します。</p>	<p>【スポーツ振興課】</p> <p>総合型地域スポーツクラブなどが開催する地域住民対象のスポーツイベントに対し、イベント内容の考案や、レクリエーション用具などの貸出を行った。</p> <p>・キックターゲット、ペタンクなどの用具貸出41回</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>☆イベントの充実及び多くの市民に対して、スポーツを行う環境を提供できた。昨年度より貸出回数は増加している。</p>
6	地域における通学合宿等の充実	<p>異年齢・異世代集団での共同生活により様々な経験が得られる通学合宿等の実施を働きかけ、地域の教育力の向上を図ります。</p>	<p>【生涯学習課】</p> <p>小学校3校4団体(藤枝、広幡①、広幡②、瀬戸谷)で通学合宿等を実施した。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>☆参加した子どもたちからも好評で、地域の教育力の向上に繋がっている。</p>
7	学校サポーターズクラブ事業(学校支援地域本部事業)の推進	<p>地域の人材による環境美化、総合的な学習の補助などをおして、家庭、学校、地域の連携を進め、地域の教育力の向上を図ります。</p>	<p>【生涯学習課】</p> <p>全中学校区にコーディネーターを配置し、延べ827回の活動を実施した。</p> <p>【実施状況・効果】</p> <p>☆活動数や活動事例が増加したことで、地域の教育力の向上に繋がっている。</p>
8	幼稚園、保育所、認定こども園の子育て支援(再掲)	<p>幼稚園、保育所、認定こども園では、地域の子どもたちに園庭を開放し、幼稚園と認定こども園では、未就学児の親子登園、育児相談なども行います。</p>	<p>【児童課】</p> <p>《再掲：2-I-7参照(P27)》</p>

基本施策Ⅳ 児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	内容	R元年度末時点での進捗（実施）状況
1	家庭児童相談の充実	<p>家庭における児童の養育等の問題解決のために、家庭児童の福祉に関する相談、指導を行うとともに、相談体制の充実を図ります。</p>	<p>【子ども家庭課】 平成29年4月より、家庭児童相談室の機能を核とした子ども家庭総合支援拠点としての事業を行っている。児童虐待発生時に迅速かつ適切に対応するためには、より高い専門性が求められており、組織としてまた、限られた人員配置の中で適切に対応するために、積極的に研修等に参加し、処遇検討会議においてOJTとして伝達講習を行うなど、相談支援への対応能力の向上に努めた。</p> <p>【実施状況・効果】 主な研修：市区町村虐待対応指導者研修 市区町村子ども家庭総合支援拠点研修会 家族支援研修 児童福祉司資格任用後研修 要保護児童対策地域協議会専門職研修 子ども虐待対応・医学診断研修会 児童相談市町担当職員研修 日本子ども虐待防止学会 児童虐待防止静岡の集い 性暴力について考えるシンポジウム</p> <p>処遇検討会：毎週1回 ☆子ども家庭総合支援拠点配置職員（子ども家庭支援員2名、虐待対応専門員2名、家庭児童相談員1名）のスキルアップが図られ、相談体制の充実に繋がった。</p>
2	養育支援訪問事業の実施（再掲）	<p>妊娠期からおおむね出産後1年以内にある育児不安などにより、継続的支援を特に必要とする家庭に対し、訪問による養育の支援を行い、養育者の育児不安等の軽減を図ります。</p>	<p>【子ども家庭課】 《再掲：2-II-2参照（P29）》</p>
3	児童虐待の情報提供・共有のための連携体制の充実	<p>藤枝市要保護児童対策地域協議会、実務者会議、個別ケース検討会議を開催します。育児不安が強い母親と子どもに対して、子育て支援教室を開催します。 また、電話相談や面接、継続訪問等により育児相談を実施し、支援体制の充実を図るとともに、児童相談所等の関係機関の連携強化を図ります。</p>	<p>【子ども家庭課】 虐待の防止及び早期発見、早期対応ならびに支援するために、藤枝市要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議、個別ケース検討会議）を開催した。また、H29年4月より要保護児童対策調整 担当者（国の定める研修受講が必要）1名を置き、関係機関等の連携強化を図った。</p>

			<p>【実施状況・効果】 ☆児童相談所等の関係機関との情報の共有が図られるとともに、連携強化に繋がった。</p> <p>【健康推進課】 虐待予防のため、育児不安や育児困難感のある親に対し、専門家による心理相談等の個別支援とグループ支援による教室を開催しました。</p> <p>【実施状況・効果】 実施回数：22回 参加実人数：24人 延べ人数：59人 「自分の思いを吐き出す場所があってよかった。」等の声が聞かれた。スタッフの情報共有の場となり、連携して支援を行うことができた。</p>
4	産婦・乳幼児健康診査における育児支援強化事業の実施	<p>産後うつが発見と新生児虐待を予防するため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に医療機関等で健康診査を実施します。</p> <p>生後4か月までの乳児に対する全戸訪問により、母親の産後うつ病スクリーニングを実施し、産後うつ病の早期発見と支援の充実を図ります。</p> <p>「6か月児すこやか相談」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」の面接の場を活用し、母親のメンタルヘルスをサポートするとともに、育児支援強化事業に関する体制の整備を図ります。</p>	<p>【健康推進課】 産婦健診 1回目：717人 2回目：857人 産後うつのスクリーニングを895人に実施し、乳幼児健診・相談で延べ2,868人の母と面談した。</p> <p>メンタルヘルスにおいて継続支援が必要な母子に対し関係課と連携して支援を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 ☆産後うつ病の早期発見と支援の充実に繋がっている。</p>
5	被虐待児に対する在宅支援	<p>虐待の進行防止、家族再統合や養育機能の再生・強化を目指した在宅支援の充実を図ります。</p>	<p>【子ども家庭課】 要保護児童対策地域協議会において、情報共有を図るとともに、関係機関が連携し、在宅支援の充実を図った。</p> <p>ネグレクト家庭等の養育が十分でない子どもへの直接的な支援として、子ども育成支援モデル事業をNPO法人に委託して行った。</p> <p>【実施状況・効果】 132日実施、実人員33人、延べ717人が参加した。 ☆多様な側面からの支援に繋がっている。</p>

6	虐待相談体制の整備	<p>家庭児童相談員による子育てに対する相談や、「健康相談」「電話相談」、ケースに応じた家庭訪問等を実施し、子どもの発育や発達の確認、親の育児不安や育児困難感等に対応した相談体制の充実を図ります。</p>	<p>【子ども家庭課】 家庭児童相談員や女性相談員を配置し、家庭内の複雑な問題を抱えている相談者に対し、適切な相談対応、支援を実施するため、積極的に研修会等に参加した。</p> <p>【実施状況・効果】 研修会：家庭児童相談員1人×11回 女性相談員：1人×13回 児童虐待予防に関わる職員のための合同学習会2回 ☆相談員のスキルアップにより、全体の相談支援対応力の向上に繋がっている。</p>
7	子育て短期支援事業の実施	<p>保護者が疾病などの身体上、精神上、環境上の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育又は保護を行うことにより、これらの子どもとその家庭の福祉の向上を図ります。</p>	<p>【子ども家庭課】 今後も予防対策としての積極的な利用が増えるよう、関係機関との調整を図り、保護者への働きかけも行っていきたい。</p> <p>【実施状況・効果】 一時保護した児童数：1人/年（14日/年） ☆里親委託を待つ間の支援としてスムーズに利用でき、虐待予防対策としての効果も高い。</p>
8	子どもの権利に関する意識啓発	<p>保護者や大人が子どもの権利に対する理解を深めるため、家庭、学校、地域において子どもの人権について広く意識啓発に努めます。</p>	<p>【子ども家庭課】 子どもの権利に関する理解を深めるため、児童虐待防止月間（11/1～30 および女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～25）において、家庭、学校、地域において子どもの人権についての啓発活動を行った。</p> <p>【実施状況・効果】 ・横断幕2枚（田沼歩道橋・駿河台歩道橋）装着 ・オリジナルオレンジリボン（200本）の配布 ・保育所（1園）に対し児童虐待防止講座（出前講座）を実施 ・中学生（1校）に対してデートDV防止講座（出前講座）を実施 ・児童虐待・DV撲滅防止キャンペーン（11/3 藤枝総合運動公園サッカー場）実施 ☆子どもの人権について考える機会となっている。</p>

§ 5 基本施策別事業評価

分野	1 子どもの健やかな育ちの確保
基本施策	I 発達に段階に応じた幼児期の教育・保育の充実
計画策定時の現状と課題	乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。乳幼児期の発達が連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い幼児期の教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長のための環境の整備が必要です。
計画策定時の施策の方向性	幼稚園（確認を受けない幼稚園も含む）、保育所（小規模保育所、家庭的保育所、事業所内保育所を含む）及び認定こども園がそれぞれの特色を出しながら、乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定、他者への信頼感の醸成や他者との関わり、基本的な生きる力の獲得などが可能となる環境を各園が構築できるよう財政支援をします。
R元年度時点の評価及び今後の方向性	預かり保育や0～2歳児を対象とした乳幼児育成事業、延長保育などを行う幼稚園や保育所等に対して各種補助金を交付することにより子ども達の健やかな成長のための環境を整えました。 今後も、乳幼児の育成や幼児教育の充実のための補助金を交付し、子ども達の健やかな成長のための環境づくりに取り組みます。

分野	1 子どもの健やかな育ちの確保
基本施策	II 発達に課題をもつ子どもの育ちの支援
計画策定時の現状と課題	近年、乳幼児健康診査や各種相談の中で、発達面に課題があり、継続的な支援が必要な子どもが増えています。このような子どもたちは、集団生活でのつまづきがみられ、集団適応が難しい場合があります。 発達相談の対象児に対して、個人の発達に合わせたきめ細やかな指導の実施が求められています。今後も関連機関と連携し、支援体制を整えることが必要です。
計画策定時の施策の方向性	療育教室の体制の見直しと内容の充実を図るとともに、子育て支援に関する関係機関との連携を強化し、各機関の特性を最大限に活かせる事業の体制づくりを検討します。
R元年度時点の評価及び今後の方向性	保健・医療・福祉・教育・就労等の縦横連携のための中核的機関として、発達支援に携わる人材育成に力を入れ、支援体制の構築に取り組みました。今後も「藤枝型発達支援システム構築のための行動計画」の進捗管理を進め、0歳から18歳までの途切れのない支援体制の構築に取り組みます。

分野	1 子どもの健やかな育ちの確保
基本施策	Ⅲ 「笑顔あふれる教育」に向けた学びの環境づくり
計画策定時の現状と課題	子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、子どもが将来への夢や希望を原動力にして自らの強みや生きる糧となる「生きる力」を身につけられる教育、未来の藤枝市を担う頼もしい人づくりが求められています。全ての大人が子どもを慈しみ育てる体制を作り、教育環境の充実に努めることが必要です。
計画策定時の施策の方向性	子どもを中心に大人も学び合い、支え合う「笑顔あふれる教育」を推進します。子どもたちが様々な体験をとおして「新しいことを知る喜び」「分かる喜び」「仲間と共に学ぶ喜び」を体験できるよう、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たしつつ連携し、市民だれもが学び合い、学びの環境日本一のまちづくりを推進します。
R元年度時点の評価及び今後の方向性	義務教育を9年間の連続した期間と捉え、一人ひとりの健やかな成長を支援するため、瀬戸谷地区で小中一貫教育を開始し、他地区でも推進協議会を立ち上げるなど導入に向けた取り組みを展開するとともに、全教職員が9年間を見据えた質の高い指導を全校区で展開できるよう、藤枝市小中一貫教育カリキュラムを作成しました。 また、地域や大学と連携し、ロボットアカデミー、ペッパーを活用したプログラミング教育、サイエンスキッズ育成事業などの体験型プログラム・イベントを開催し、子どもたちが科学に接する環境や機会を創出するとともに、小学1年生用トイレ環境の改善をはじめ、ALT（外国語指導助手）活用による生きた英語教育や特別支援教育の充実など、ソフト・ハード両面での学校教育環境の整備を図り、「笑顔あふれる教育」に向けた学びの環境づくりに取り組みました。 今後も、他市町村のモデルとなるような理想の教育環境「学びの環境モデルふじえだ」を目指し先駆的な教育施策を推進します。

分野	1 子どもの健やかな育ちの確保
基本施策	Ⅳ 安心・安全なまちづくりの推進
計画策定時の現状と課題	誰もが安心して暮らせる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れなどの子育て支援の視点にとどまらず、高齢者、障害者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備に向けた課題となります。また、事故等を未然に防止できるよう、危険要因の把握と対策の実施に努めていく必要があります。
計画策定時の施策の方向性	すべての人が安心して利用できるよう、公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、子どもを含め、市民の防犯に配慮した地域に親しまれる公園の整備に努めます。 また、子どもたちを犯罪などの被害から守るため、市民による子どもの見守り活動を支援し、防犯灯の設置促進を図ります。 さらに、子どもや親子などが安心・安全に通行することができるよう、歩道の整備など道路交通環境の向上に努めます。
R元年度時点の評価及び今後の方向性	安心・安全なまちづくりのため、幅の広い歩道の整備や公園・河川の整備に努めました。また、交通バリアフリー事業の推進や、通学路の安全対策に取り組みました。 今後も、安心・安全なまちづくりのため、特に「交通安全日本一」の都市を目指して、交通安全教室や街頭指導、啓発事業等を実施し、全世代の交通安全に対する意識の向上を図ります。

分野	2 育児不安の解消
基本施策	I 地域における子育てサービスの充実
計画策定時の現状と課題	<p>少子高齢化や核家族化が進み、就労形態の多様化が進展する中であっては、従来のように地域の人々が互いに助け合って子どもを育てることが難しい状況になっており、子どもを安心して育てるためには、地域で子育てを支援する取り組みが重要になっています。</p> <p>本市では、育児不安についての相談や子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）や、地域で育児に関する相互援助活動を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に取り組んでいます。</p> <p>これらの事業がより身近なものとなるよう、地域に出向く積極的な活動や支援を行う人材の確保を図るとともに子育て家庭への周知が必要です。</p>
計画策定時の施策の方向性	<p>専業主婦家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭が、安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図り、“子育てするなら藤枝”のイメージづくりに努めます。</p>
R元年度時点の評価及び今後の方向性	<p>「子育てするなら藤枝」をキャッチフレーズに掲げ、子育て世帯にとって必要な事業を行いました。特に、蓮華寺池公園内に平成28年4月オープンした「れんげじスマイルホール」では、年間96,440人の利用がありました。</p> <p>また、新たな取り組みとして、ファミリー・サポート・センター事業では、保育の質を高めるため、提供会員のフォローアップ講習会を実施する共に、市内全地域子育て支援センターが集まる会議では、育児サポーターやスマイルホールのスタッフも参加し、子育て支援に係る課題や認識の共有と連携強化に努めました。</p> <p>今後も、子育て世帯のニーズの把握に努め、子育て世帯が必要とする事業を推進します。</p>

分野	2 育児不安の解消
基本施策	II 子育て家庭への訪問支援
計画策定時の現状と課題	<p>産後間もない時期など、母子ともに不安定な時期においては、身近な者による支援を求めることが本来の姿ですが、核家族化などにより支援を求めにくい状況にあることから、育児や家事の援助、技術的指導を行うことが必要です。</p>
計画策定時の施策の方向性	<p>子どもが誕生することで、家庭生活に大きな変化が起こり、精神的にも肉体的にも疲労することから、保育士が家庭を訪問し、沐浴、オムツ交換、子育てについての助言など行います。</p> <p>また、養育の支援が特に必要な家庭に対しては、養育支援員を派遣し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。</p>
R元年度時点の評価及び今後の方向性	<p>子育て世帯からの要請に基づき、育児サポーターが家庭を訪問し、育児相談への対応や沐浴などの技術的指導を行うとともに、育児不安などにより継続的な支援が必要な家庭については、養育支援員が家庭を訪問し、保護者の育児不安等の軽減を図りました。</p> <p>また、利用者ニーズを反映し、利用対象や利用時間数の拡大など要綱を改正し、より利用者目線に立った事業となるよう見直しを行った。</p> <p>今後も、育児不安の解消を図るため、継続して事業を実施します。</p>

分野	2 育児不安の解消
基本施策	Ⅲ ひとり親家庭の自立支援
計画策定時の現状と課題	離婚の増加等により、ひとり親家庭等が急増している中で、子どもの健全な育成を図るためには、自立及び就業の支援に主眼を置き、地域のひとり親家庭等の現状に合わせた子育てや生活支援策や就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策など、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。
計画策定時の施策の方向性	ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、ひとり親家庭に対する各種支援策の推進を図り、自立のための経済的支援や就労支援、相談事業の充実に努めます。
R元年度時点の評価及び今後の方向性	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当や母子家庭等医療費、母子家庭等児童支援金などの支給を行うとともに、自立に向けた母子家庭等自立支援給付金事業を実施しました。また、育児不安や児童虐待、DVなどの家庭内の複雑な問題を抱えている相談者に対する助言・援助等を行うとともに、DV被害者が安心して自立した生活が送れるように、関係部署との連携を蜜にし、きめ細やかな支援を行いました。 今後も、ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けた支援を確実に実施します。

分野	2 育児不安の解消
基本施策	Ⅳ 子育てネットワークづくり
計画策定時の現状と課題	子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供していく上で、地域と行政の協働による子育て支援サービスのネットワークを形成していくことが重要な課題となります。 また、児童虐待や非行・不登校・発達障害等の保護や支援が必要な子どもやその家庭を支援していくために関係機関との連携を図り、支援ネットワークの構築をしていくことが必要です。
計画策定時の施策の方向性	子育て家庭に対して、子育て支援サービスや保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図るため、子育て支援サービスなどに関連する関係機関や施設のネットワークの形成を促進するとともに各種の子育て支援サービスなどが、利用者に十分周知されるよう情報提供に努めます。
R元年度時点の評価及び今後の方向性	親同士が情報交換できる場（家庭教育学級）を提供し、親同士の仲間づくりを支援するとともに、子育てサロンや地区交流センターのふれあいまつりなどを通じて、子どもやその保護者と地域の世代間交流を推進しました。 今後も、子どもやその保護者にとって必要な情報を積極的に発信するとともに、親同士の交流の場や世代間交流の推進のための施策を実施します。

分野	3 子育てと仕事の両立支援
基本施策	I 乳幼児期の保育の量的拡大
計画策定時の現状と課題	乳幼児期の保育定員の拡大にあたっては、保護者の多様な生活実態及び意向を十分に踏まえて、その提供体制を整備し、地域の実情に応じた取り組みを行うことが必要です。 ニーズ調査では、日頃、祖父母等の親族や友人・知人に子どもを預かってもらうことが出来ない保護者が9.2%おり、それらの保護者に対する支援が求められています。
計画策定時の施策の方向性	子どもの健やかな成長に寄与していくことはもちろん、保護者のニーズを十分に踏まえて、保育の定員の確保を計画的に行います。
R元年度時点の評価及び今後の方向性	幼稚園の認定こども園化及び地域型保育事業所の新設等に取り組み、着実に保育定員の拡大が図れています。 今後も、保育所の入所を希望するすべての世帯が保育所に入所できるよう、幼稚園の認定こども園化等に取り組み、必要とする保育定員の確保に取り組みます。

分野	3 子育てと仕事の両立支援
基本施策	II 放課後児童健全育成事業の量的拡大
計画策定時の現状と課題	女性の社会進出の増加に伴い、小学生が放課後に子どもだけで過ごす家庭が増えているため、子どもの安全な居場所づくりが求められています。 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では、小学校の放課後、夏休み、冬休みといった長期休業期間や土曜日に保護者の就労等の理由によって留守家庭となるおおむね小学校3年生までの子どもの健やかな成長を図るため、小学校敷地内に家庭に代わる生活の場を提供しています。
計画策定時の施策の方向性	放課後児童クラブは、「地域の子は地域で育てる」の基本理念に即し、地域と児童クラブ指導員が連携を図り、子どもの安心・安全な居場所の確保や保護者の子育てと仕事の両立を支援するなど、放課後児童対策として重要な役割を果たしています。 こうした中、児童福祉法の改正に伴い、対象児童が小学校6年生まで拡大されたため、利用ニーズの増加が見込まれます。 このため、施設面では、保護者ニーズを的確に捉え、計画期間の最終年度であるH31年度には、利用ニーズの全てを満たすよう順次、施設整備を進めます。 また、運営面では、有能な指導員の確保や定着化に向けた策を講じ、適正な指導員配置のもと、質の向上に努めます。
R元年度時点の評価及び今後の方向性	利用人数が増加した高洲小学校においてR2年4月開所に向けて、高洲小学校第3児童クラブ（定員50名）の専用施設の整備を行い、待機児童解消に努めました。 今後は、児童数の推移や利用ニーズに基づく施設整備と、クラブ規模の適正化を図り、放課後の安全・安心な居場所づくりを進めます。

分野	3 子育てと仕事の両立支援
基本施策	Ⅲ 保育所での一時預かりや病児・病後児保育の充実
計画策定時の現状と課題	<p>一時預かりは、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、保護者からの要請により保育所において一時的に保育するものですが、集団での保育が基本であることから、体調が良好である乳幼児に限るものです。</p> <p>一方、病児・病後児保育は、子どもが病気等の回復期や回復の途上にある場合などに、入院治療は必要ないものの集団保育が困難な期間において、保護者が仕事を休むことができない場合に限って、医療機関や保育所に併設した施設で子どもを預かるものです。</p> <p>一時預かりの実施状況は、一時預かり専用室での保育と、在園児と混合での保育とがありますが、保育所は高い保育需要によって満員状態であることから、保護者の要請をすべて受け入れることは不可能な状況です。</p> <p>病児・病後児保育の現状は、藤枝保育園と藤枝聖マリア保育園において病後児保育は行われていますが、市内には病児保育を行っている施設はなく、一時預かりも含め、十分な供給体制が整っているとは言えない状況です。</p>
計画策定時の施策の方向性	子育てと仕事の両立を支援するためには、保育所や放課後児童クラブの充実だけでなく、一時預かりや病児・病後児保育の充実は欠かせない施策であることから、保育所などの関係施設に働きかけを行います。
R元年度時点の評価及び今後の方向性	<p>病後児保育については、藤枝保育園の1施設での実施となりましたが、利用実績等から必要数は確保できていると考えます。</p> <p>病児保育については、藤枝市シルバー人材センターと地域型保育所のキッズルーム・リトルハッピーの2箇所を実施していますが、市民の利便性の向上を図るため、市内初となる小児科に併設した「小石川町クリニック」の開所に向けて支援しました。</p> <p>また、一時預かりについても、新規の受入先を確保し、子育て世帯が必要とするときに、利用ができる体制の充実を図ります。</p>

分野	3 子育てと仕事の両立支援
基本施策	Ⅳ 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直し
計画策定時の現状と課題	<p>子育て期の親を取り巻く課題のひとつとして、仕事を持つ多くの人が仕事中心の生活により、家庭で過ごす時間が少なくなっていることがあげられます。子育て期、また老親の介護等に追われる中高年期といった人生の各段階におけるニーズにも対応して、誰もが安心して働き続けることが可能で、多様な働き方を選べる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、企業や地域に対して働き方の見直しや意識改革を主体的に働きかけていくことが必要です。</p>
計画策定時の施策の方向性	<p>職業生活と家庭生活のバランスがとれ、多様な働き方を選択できるよう、男女共同参画の取り組みを通じて、子育て意識の向上を図ります。</p> <p>また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担にとらわれず、男女がともに子育てできるよう、事業主や就業者に対する意識啓発及び環境づくりを推進します。</p>
R元年度時点の評価及び今後の方向性	<p>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女共同参画推進事業所を新たに4事業所認定するとともに、認定後3年を経過した12事業所の更新を行いました。更新しない事業所が1事業所あったため、市内の認定事業所数（平成29年度末）は合計27事業所となりました。認定事業所の取組みを広報ふじえだや情報誌Runらんらん等に掲載し、市民に幅広く紹介しました。認定事業所等に対する企業フォーラムを、藤枝商工会議所及び県との共催により平成30年2月に実施し、女性活躍に先駆的に取り組む事例を紹介しました。今後も、労働者側に対して、経営戦略としての女性活躍推進や働き方改革の啓発、さらにはイクボス思想の啓蒙を行い、男女共同参画の取り組みを通じて、男女がともに子育てができるように事業主や労働者に対する意識啓発を推進します。</p>

分野	4 子どもと母親の健康の確保
基本施策	I 安心して子どもを生み、育てられる環境づくり
計画策定時の現状と課題	少子化が進む中、近年、高齢やストレス等を抱える妊婦や就労している妊婦が増加傾向にあります。母体や胎児の健康確保のため、妊婦健康診査を受ける重要性や必要性が高く、健診を受けやすい環境も必要となっています。 また、子どもを持ちたいと望み、不妊治療を受けている夫婦に対しても、経済的負担の軽減を図るため、さらなる支援に取り組んでいくことが必要です。
計画策定時の施策の方向性	妊娠期から出産期を通じて母子の健康が確保され、経済的な負担を軽減し、安心・安全な出産ができるよう健康診査の充実と事後支援体制を整備します。 また、妊娠・出産の不安や悩みについては、仲間との交流の場を提供し、支援に努めます。
R元年度時点の評価及び今後の方向性	母子健康手帳交付時に妊婦健診受診票の交付及び専従の保健師を配置し、産後継続的に支援が必要な妊婦25人について、個別支援計画を作成し、きめ細かな支援を行いました。また、「パパママ教室」の開催や「子育て支援センター」の利用促進のための事業を展開しました。特定不妊治療費の助成上限額を引き上げ、経済的負担の軽減を図りました。妊婦健診の検査項目も追加され、安心・安全な出産に向けた健診体制を整えました。また、引き続き全妊婦の保健指導を行うことで、妊娠期からの支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から子育て期にわたる継続した支援を充実していきます。 今年度は、産後うつを発見と新生児虐待の予防等を図るため、産婦健診を実施し、早期に母や子どもに対する心身のケアや育児サポートにより、安心して子育てができる支援体制として産後ケア事業を開始しました。今後は、受診率の向上に努め、関係機関と連携を強化しながら早期対応に努めます。

分野	4 子どもと母親の健康の確保
基本施策	II 基本的な生活習慣づくり
計画策定時の現状と課題	幼児期、学童期では毎日朝食を食べる割合は高いものの、年齢が上がるにつれて朝食欠食率が増加傾向にあります。年々就寝時間が遅くなっているなど生活リズムの乱れもあり、規則正しい食習慣・生活習慣づくりが必要です。また、外遊びをする子どもが減少しており、幼児期からテレビ等の視聴時間が長く、学齢期になるとゲーム・ネット等のメディアの影響を受けやすい傾向があるなど、健康な心と体を育てる環境を整えることが必要です。
計画策定時の施策の方向性	乳幼児期からの基本的な生活習慣づくり、乳児期からの早寝早起きの生活リズムを確立し、メディア対策など、乳幼児期から思春期までライフサイクルに応じた学習機会や情報提供を充実します。また、親子ともに心身が健康で豊かな生活を営むために、家庭・地域・幼稚園・保育所・認定こども園・学校・職場等あらゆる場において、学習・体験活動を通じ、食の知識や食の大切さへの理解を深めるための「食育」を推進します。
R元年度時点の評価及び今後の方向性	食に関する学習機会や情報提供の推進、地産地消を基にした食育の推進、食物アレルギーに関する知識の向上など、親と子がともに健康に豊かな生活を営むために必要な事業を実施しました。また、子ども達の健やかな成長のための体づくりとして、ふじえだ型体づくりメニュープログラムの積極的な活用を実施するとともに、幼保連携事業としての位置付けを持つ「ちびっこサッカー大会（法城学園杯）」の開催に協力しました（令和元年度は雨天のため中止）。今後も、親子ともに健康な心と体を育む環境づくりに取り組みます。

分野	4 子どもと母親の健康の確保
基本施策	Ⅲ 母子保健サービスの充実
計画策定時の現状と課題	<p>核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに不安を感じる親や育てにくさを感じる親も増え、育児支援の要望も増加しています。子どもが健やかに育つためには、就学までの間、一貫した健康に関する支援体制が必要です。</p> <p>また、就寝・起床時間の遅れや食生活の変化に伴い、生活リズムが乱れている子どもが増えてきています。子どもの発達に応じた遊びや運動が、心と身体の成長を促すことや、基本的な生活習慣を整えることの大切さについて認識できるように支援していく必要があります。</p>
計画策定時の施策の方向性	<p>生後4か月までの乳児に対する全戸訪問を行い、発育の確認、子育てに関する相談や情報の提供等を行います。乳幼児健康診査未受診者に対しては家庭訪問を行い、受診勧奨に努めるとともに、虐待などの早期発見・対応につなげていきます。</p> <p>また、多様なケースに対応できるよう、スタッフの充実と資質向上に努め、各種健康診査・健康相談事業の体制の見直しと内容のさらなる充実を図ります。</p> <p>さらに、基本的な生活習慣、発達に応じた遊びや運動、不慮の事故予防の啓発については保健指導の充実を図るとともに、各種保健サービスの情報提供に努めます。</p>
R元年度時点の評価及び今後の方向性	<p>乳幼児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査等を実施するとともに、親への相談指導、予防接種に関する助言及び情報提供の推進などを通じて、母子保健サービスの充実を図りました。</p> <p>今後も、乳幼児健康診査を確実に実施し、訪問や乳幼児健診、相談の場面を通じて、子どもの心と体の成長を促す生活習慣の周知に取り組めます。</p>

分野	4 子どもと母親の健康の確保
基本施策	Ⅳ 小児医療の充実
計画策定時の現状と課題	<p>子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、保健・医療の両面から支援できる体制が整っていることが必要です。</p> <p>子どもの病気や事故等は、急激な体調の変化から命にかかわることも少なくないため、夜間及び休日であっても適切な診療が受けられるよう体制を整備することが必要です。</p>
計画策定時の施策の方向性	<p>安心して子どもを生み、育てられるよう、特に小児救急医療について、近隣市や関係機関との連携を図り、いつでも安心して質の高い医療サービスが受けられるように、小児医療体制の一層の充実を努めます。</p>
R元年度時点の評価及び今後の方向性	<p>小児医療受診に対する経済的支援や未熟児養育医療における経済的負担の軽減を図るとともに、子どもがいつでも適切な医療が受けられるように小児救急電話等の啓発などの事業を行いました。</p> <p>今後も、小児医療に関わる経済的負担の軽減や、志太榛原医療圏の自治体と4医師会、公立病院などの連携を推進し、安定した医療体制を推進します。</p>

分野	5	子育てに関する意識啓発
基本施策	I	次代の親の育成
計画策定時の現状と課題	<p>少子化の進行や地域社会へのつながりの希薄化などにより、年齢の低い兄弟姉妹の世話をしたり、近所の子どもと遊んだり、乳幼児とふれあう機会が少なくなっています。そのため、乳幼児とふれあったり、子どもの世話をしたりする機会のないまま親になる人が増加しており、こうしたことが子育てを困難にしたり育児に不安を感じたりすることにつながっているのではないかと考えられます。</p> <p>若者が自立して家庭を持てるよう、若者に対して子育てに伴う喜びが実感されるような意識啓発を積極的に行う必要があります。</p>	
計画策定時の施策の方向性	<p>子どもを生み、育てることの意義に関する教育や広報・啓発を推進するとともに、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるよう、地域社会の環境整備を推進します。</p> <p>また、次代の親となる中・高校生が、子どもを生み、育てることの意義や子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、様々なふれあい体験学習などの機会の提供に努めます。</p>	
R元年度時点の評価及び今後の方向性	<p>父親の家事、育児参画支援を目的に「ふじえだイクメン養成講座」を3回実施、累計で32名の父親が参加しました。</p> <p>また、次代の親となる中学生に対し、ふれあい出前講座を4校実施し、家族間での人権尊重や男女共同参画社会について学習の機会の提供を行いました。地域においては、市内65人の地区推進員が地区別に講演会やふれあいまつりでの啓発活動を実施し、男女共同の地域づくりを推進しました。男女共同参画推進センター「ぱりて」では、ぱりて市民フォーラムやぱりて市民大学を開催し、市ではその活動の支援を通じ、男女共同参画のための充実した拠点づくりを推進しました。</p> <p>今後も、これらの事業を通じて、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるよう、地域社会の環境整備を推進します。</p>	

分野	5	子育てに関する意識啓発
基本施策	II	男女共同参画の啓発
計画策定時の現状と課題	<p>家事・育児は大きな負担ともなることから、価値観や就労観が多様化しつつある女性にとって、理想的な子どもの数を持つことは難しい社会といえます。</p> <p>本市では、これまでに男女共同参画プランのもと、藤枝市男女共同参画推進センター「ぱりて」を開設し、市民との協働で男女共同参画推進モデル地区事業などを実施してきました。H19年12月には、男女共同参画推進条例を制定し、意識の向上、啓発に努めています。</p> <p>母親のみならず、父親も積極的に家事・育児に参加し、男女が協力して、子育てや家庭生活を営む意識づくりが必要です。</p>	
計画策定時の施策の方向性	<p>市ホームページ、パンフレット等を活用し、男女共同参画についての意識改革を進め、子育てについての講演会などの開催による男女共同参画についての意識づくりに努めます。</p>	
R元年度時点の評価及び今後の方向性	<p>父親の家事、育児参画支援を目的に「ふじえだイクメン養成講座」を3回実施、広報ふじえだやホームページ、SNSで参加を呼びかけ、累計で32名の父親が参加しました。また、次代の親となる中学生に対し、ふれあい出前講座を4校実施し、家族間での人権尊重や男女共同参画社会について学習の機会の提供を行いました。その様子は、参画アップニュースを作成し、市のホームページで広く紹介しました。地域においては、市内65人の地区推進員が地区別に講演会やふれあいまつりでの啓発活動を実施し、男女共同の地域づくりを推進しました。この活動は、年度末に「活動報告書」を5,500部発行し、市内の組回覧で広報しました。</p> <p>男女共同参画推進センター「ぱりて」では、ぱりて市民フォーラムやぱりて市民大学を開催し、市ではその活動の支援を通じ、男女共同参画のための充実した拠点づくりを推進しました。毎回広報ふじえだで参加者の募集を行い、多くの市民に男女共同参画について啓発を行いました。</p> <p>今後も、これらの事業を市ホームページ、パンフレット等を活用し、参加を募ることで、母親のみならず、父親も積極的に家事・育児に参加し、男女が協力して、子育てや家庭生活を営む意識づくりを推進していきます。</p>	

分野	5 子育てに関する意識啓発
基本施策	Ⅲ 家庭や地域の教育力の向上
計画策定時の現状と課題	子どもを育てるにあたり、保育の場や学校が地域と連携を図りながら、様々な人的資源や社会資源等を活かしながら育てていくという視点が重要になっています。こうした教育環境を整備していくためには、学習機会の提供や地域の資源を活用した多様な体験活動の充実、スポーツ環境の整備などを進め、地域の教育力を向上させていくことが必要です。
計画策定時の施策の方向性	子育て家庭が抱えている悩みや要望は、子どもの発達段階によって異なります。これらを的確にとらえ対応するために、学習機会や情報提供の充実を図り、相談体制の整備や子育てサークル活動への支援を行い、家庭教育への支援の充実に取り組んでいきます。 また、子どもを地域全体で育てるという観点から、家庭、学校、地域が連携し、地域における教育力を総合的に高め、地域全体で子どもを育てていくという意識の向上を図ります。
R元年度時点の評価及び今後の方向性	家庭教育講座やブックスタート事業など、家庭での子育て力の向上を目的とした事業を実施するとともに、子育てサークル活動への支援や学校サポーターズクラブ事業の推進など、地域における子育てや教育力の向上を目的とした事業を実施しました。 今後も、家庭や地域での子育てや教育力の向上を目指す事業を実施するとともに、地域全体で子どもを育てていくという機運の醸成の向上に努めていきます。

分野	5 子育てに関する意識啓発
基本施策	Ⅳ 児童虐待防止対策の充実
計画策定時の現状と課題	国の児童虐待への対応については、H19年に児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきました。しかし、子どもの生命が奪われるなど重大な虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談件数も増加、依然として児童虐待は社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。 児童虐待は、身体的虐待だけでなく、ネグレクト（養育放棄）や心理的虐待等、保護者が自覚しにくいものや、周囲が発見しづらいものについても深刻化しており、その防止に向け「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要になっています。
計画策定時の施策の方向性	児童虐待を防止し、すべての子どもが健全に成長していくために、早期発見からアフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施するとともに、地域における関係機関との協力体制の構築、身近な地域における虐待防止のネットワーク体制の整備など、個々のケースの解決につながるような対策を推進します。 また、児童虐待や発達障害など様々な要素が複雑に絡んで発生する子どもや家庭の問題が増加していることから、それらの問題に対応するための総合的家庭児童相談窓口の設置を検討します。
R元年度時点の評価及び今後の方向性	児童虐待等の防止及び早期発見、早期対応、並びに支援を行うため、藤枝市要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議（児童虐待・DV部会、児童生徒指導支援部会、発達支援部会）、個別ケース検討会議）の開催により情報の共有及び問題解決に向けた協議を行うとともに、適切な相談対応、支援を実施するため、職員が積極的に研修会等へ参加し、ケースワークや相談対応がより迅速・的確に出来るようよう支援体制の充実を図りました。 今後も、虐待の防止及び早期発見、早期対応並びに支援のため、家庭児童相談機能を核として子ども家庭総合支援拠点の機能拡充と要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。

追加資料 1 - 1 (令和元年度第 1 回会議資料抜粋)

§ 3 重点事業の 5 年計画の進捗状況

1 幼児教育・保育施設の整備 (保育に関する部分を抽出)

(ア) 計画策定時の方向性	幼児教育・保育施設の整備計画につきましては、ニーズ調査結果から算出した量の見込みに対して必要とする定員を確保し、計画の最終年には待機児童を解消します。 また、2号認定の幼児教育ニーズは、幼稚園における「預かり保育事業」によって解消します。					
(イ) 年次計画 (計画値、実績値)	※H30 年度以降の計画値は、改定後 (H29 年度策定) の値					
単位：人						
		H27 年度当初 (実績)	H28 年度当初 (実績)	H29 年度当初 (実績)	H30 年度当初 (実績)	H31 年度当初 (実績)
計 画 値	量の見込み (A)	2,454	2,454	2,454	2,813	2,813
	確保の方策 (B)	1,709	1,892	2,053	2,320	2,503
	特定教育・保育施設	1,535	1,624	1,759	1,924	2,050
	特定地域型保育事業	174	268	294	396	453
	過不足 (B) - (A)	△745	△562	△401	△493	△310
実 績 値	実績 (C)	1,705	1,910	2,033	2,323	2,493
	特定教育・保育施設	1535	1,624	1,699	1,924	2,050
	特定地域型保育事業	170	286	334	399	443
	過不足 (C) - (A)	△749	△544	△421	△490	△320
(ウ) 今後の方向性	H30 年度は、認可保育所 1 園の開設、幼稚園 1 園の認定こども園移行に向けた施設整備に取り組み、小規模保育所についても、市内 3 か所において、開設に向けた施設整備等に取り組みました。また、既存の施設の定員改定により保育定員が 170 人分増加しました。 保育ニーズは依然と高い状況が続いていることから、令和元年度以降も保育定員の確保に努め、施設整備予定案件が計画年度に確実に開園できるように、関係機関との調整等の事務事業に取り組んでいきます。					

2 放課後児童クラブの整備

(ア) 計画策定時の方向性

放課後児童クラブの整備計画につきましては、ニーズ調査結果から算出した量の見込みに対して、小学校余裕教室や専用施設を整備し、待機児童を解消します。

(イ) 年次計画（計画値、実績値） ※H30年度以降の計画値は、改定後（H29年度策定）の値

単位：人

		H27年度当初 (実績)	H28年度当初 (実績)	H29年度当初 (実績)	H30年度当初 (実績)	H31年度当初 (実績)
計 画 値	量の見込み (A)	1,181	1,199	1,211	1,242	1,242
	確保の方策 (B)	1,012	1,021	1,150	1,242	1,242
	小学校余裕教室等	557	566	577	529	529
	小学校敷地内専用施設	455	455	573	713	713
	過不足 (B) - (A)	△169	△178	△ 61	0	0
実 績 値	実績 確保数 (C)	1,168	1,180	1,291	1,390	1,390
	利用児童数	967	1,060	1,157	1,314	1,367
	小学校余裕教室等	502	550	538	587	607
	小学校敷地内専用施設	465	510	619	727	760
	過不足 (C) - (A)	△13	△ 19	80	148	148
	不足定員数	△170	△172	△ 92	△ 45	△88
	余裕定員数	157	153	172	193	111

(ウ) 今後の方向性

H30年度は、利用児童数が大幅に増加した高洲小学校において、R2年4月開所に向けて専用施設の設計業務委託を行いました。

H31年度は、利用児童数が大幅に増加した高洲南小学校において、R3年4月開所に向けて専用施設の設計業務委託を行うとともに、R2年4月開所に向けて高洲小学校第3児童クラブ（定員50名）の専用施設の整備を行い、待機児童解消に努めます。

今後は、更に教育委員会等関係機関との連携を深め、児童数の推移や利用ニーズに基づく施設整備や余裕教室の確保を図り、放課後の児童の安全・安心な居場所づくりを進めます。

新型コロナウイルス感染症に対する保育園・放課後児童クラブ等の対応について

(健康福祉部児童課)

【概要】

《保育園、放課後児童クラブ》

	保育園	放課後児童クラブ
学校休校期間	・令和2年3月3日(火)～5月17日(日) ※春休み含む	
開園・開所	・通常開園	・3月3日(火)～5月23日(土)まで一日開所 [午前7時30分～午後6時]
家庭保育協力依頼	・3月5日(木)～4月19日(日)	
利用自粛要請	・4月20日(月)～5月17日(日)	4月20日(月)～5月24日(日)
利用料金	・利用自粛期間中の未利用分を日割り計算で返金	・利用自粛期間中の未利用分を日割り計算で返金
保護者への依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・37.5℃以上の発熱有の場合は利用不可 ・感染拡大している国や地域等から帰宅後2週間は利用不可 ・児童や同居家族に発熱等が認められる場合は利用不可 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子体温計の持参 ・マスク着用 ・37.5℃以上の発熱有の場合は利用不可 ・感染拡大している国や地域等から帰宅後2週間は利用不可 ・児童や同居家族に発熱等が認められる場合は利用不可 等
施設の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント自粛 ⇒感染対策を講じた上で6月から可 ・手指消毒の徹底 ・3密回避(開窓) ・園児や児童、保護者等が感染者・濃厚接触者(疑い含む)場合は当該施設を臨時休園 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント自粛 ⇒感染対策を講じた上で6月から可 ・登所時の検温 ・手指消毒の徹底 ・3密回避(開窓) ・園児や児童、保護者等が感染者・濃厚接触者(疑い含む)場合は当該施設を臨時休校
市の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク、消毒液の配布 ・国費・県費交付金を活用し、感染症対策用衛生用品、備品等の購入費を補助予定(補正対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク、消毒液の配布 ・国費・県費交付金を活用し、感染症対策用衛生用品、備品等の購入費を補助予定(補正対応)
課題と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設及び保護者への方針決定の迅速化 →市全体の方針決定とは別に決定することの検討 ・3密(感染)対策 →実際の保育の現場における対応の限界。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員の確保(扶養の範囲内での勤務) ⇒地域子育て支援センター職員(保育士) 育児サポーター(保育士)・公立保育園職員(保育士)・給食センター会計年度任用職員・小学校特別支援教育支援員の派遣 ・3密(感染)対策 ⇒グラウンド・体育館の活用、定期的な換気 等
利用者からの声	<ul style="list-style-type: none"> ・自粛を強く求める声(閉園してほしい)と、自粛を求めない声(2つ有り、現場対応が大変であった)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3密(感染)対策の徹底

《地域子育て支援センター・藤枝おやこ館・れんげじスマイルホール》

	地域子育て支援センター・藤枝おやこ館	れんげじスマイルホール
休館	<ul style="list-style-type: none"> ・3月3日(火)～3月19日(木) ・地域子育て支援センター 4月8日(水)～5月24日(日) ・藤枝おやこ館 4月8日(水)～5月17日(日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3月31日(火)までリニューアルに伴い休館 ・4月8日(水)～5月17日(日)
利用者への 依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用 ・手指の消毒 ・37.5℃以上の発熱有の場合は利用不可 ・感染拡大している国や地域等から帰宅後2週間は利用不可 等 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・自宅での検温 ・靴裏の消毒
施設の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント自粛(3月31日(火)まで) ⇒感染対策を講じた上で小規模イベント実施 ・利用制限(人数・時間) ・3密回避 (各部屋を1時間毎に開窓) ・受付対応 (住所・体調・渡航歴確認、検温) ・消毒の徹底 (玩具数の調整、全玩具の消毒) 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント自粛(5月18日(月)から24日(日)まで) ⇒感染対策を講じた上で6月から運動教室実施 ・利用制限(人数・時間) ・3密回避 (開窓・エアコン送風・サーキュレーター活用) ・受付対応(住所・体調・渡航歴確認、検温) ※AI検温システム導入 ・消毒の徹底 (クリーンスタッフによる30分に1回の清掃)
市の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク(スタッフ用)、消毒液の配布 ・国費・県費交付金を活用し、感染症対策用 衛生用品、備品等を購入予定 ※民間の地域子育て支援センターには補助金を交付予定 (補正対応) 	
課題と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用制限による苦情 ⇒次回以降の希望時間帯の整理券を配布
利用者からの声	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を講じているにもかかわらず楽しく遊ぶことが出来た。また来たい。

藤枝市新型コロナウイルス感染症対処方針

(藤枝市新型コロナウイルス感染症対策本部)

当初作成 令和2年4月 1日

第9回改定 令和2年6月19日

(下線部は前回からの変更箇所)

以下のとおり、本市の対処方針を定める。

対象とする期間は、6月19日(金)からとする。

1 イベント等の開催について

- (1) 「新しい生活様式」の実践例^{※1}や、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、慎重にリスクを判断し以下により開催等適切な対応を可能とする。
- (2) 6月19日(金)、7月10日(金)及び8月1日(土)からの3段階で、地域の感染状況や感染拡大リスク等についての評価を勘案しながら、「イベント開催制限の段階的緩和の目安」^{※2}により規模要件(人数上限)を緩和していく。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付するものとする。
- (3) 民間団体が主催するもの、自治会等が実施するものについては、本市の意向を伝え同様の対応を要請する。

2 市民への呼びかけについて

- (1) 県境を跨ぐ移動については、静岡県が毎週金曜日に公表する「新型コロナウイルス警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」^{※3}に基づいた対応を要請する。
- (2) 「密閉」、「密集」、「密接」の「3つの密」を避ける行動を徹底することを要請する。
- (3) 買い物や外出等は、「新しい生活様式」の実践例^{※1}の徹底を要請する。
 - ① 一人ひとりの基本的感染対策
 - ② 日常生活を営む上での基本的な生活様式
 - ③ 日常生活の各場面別の生活様式
 - ④ 働き方の新しいスタイル
- (4) 適宜マスクをはずすなど、「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント^{※4}に留意するよう要請する。
- (5) 市民へは、引き続き、感染予防対策や相談窓口等、適切な情報提供を行う。

3 市内の企業・事業所への呼びかけについて

- (1) 市内の企業・事業所へは、国や県が発信する情報等を適切に提供する。
- (2) 認可保育所、認定こども園、幼稚園及び放課後児童クラブへの利用を自粛した場合は、子どもを持つ従業員に対して特段の配慮を要請する。
- (3) 職場の衛生対策・3密対策を徹底し、「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」^{※5}に留意するよう要請する。

- (4) 在宅勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取組と、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組みを適切に行われるよう留意する。

4 市内小中学校の対応について

- (1) 地域の感染状況に応じて感染予防に最大限配慮したうえで、5月18日（月）から段階的に再開し、5月25日（月）から全学年通常登校とする。
- (2) 中学校の部活動は、5月25日（月）から段階的に再開する。密集を避け距離を取って行うことができよう、工夫した内容等とする。
- (3) 市立小中学校の体育館、グラウンド等の貸し出しは、感染予防対策を講じたうえで、5月25日（月）以降、準備が整った施設から、順次利用可能とする。

5 認可保育所、幼稚園、認定こども園の対応について

- (1) 認可保育所、認定こども園及び幼稚園については、感染予防対策を講じたうえで原則開所・開園する。なお、小中学校の再開に併せ、利用自粛要請を5月18日（月）から解除するものとする。
- (2) 放課後児童クラブについては、感染予防対策を講じたうえで5月23日（土）まで原則終日開所する。なお、小中学校の再開に併せ、利用自粛要請を5月25日（月）から解除するものとする。
- (3) 園児・児童、職員が濃厚接触者となった場合は、登園・出勤を禁止する。
- (4) 園児・児童、職員が感染者となった場合は、当該施設を臨時休業とする。
- (5) 民間の施設については、藤枝市の意向を伝え、市立と同様の対応を要請する。

6 児童施設の対応について

れんげじスマイルホール、藤枝おやこ館（BiVi藤枝内）は、5月18日（月）、子育て支援センターは、5月25日（月）から、感染予防対策を講じたうえで閉館を解除するものとする。

7 市の公共施設について

- (1) 図書館、博物館、屋内運動施設以外のスポーツ施設及び観光施設並びに市民会館、地区交流センター等における会議室など、市の公共施設については、5月11日（月）以降、準備が整った施設から、順次休館または利用制限を解除する。ただし、大久保グラススキー場、大久保キャンプ場、陶芸センターの利用については、7月31日（金）まで県内在住者に限るものとする。
- (2) 市民体育館、市武道館、市民温水プール等の屋内運動施設及びサンライフ藤枝、福祉センターきすみれ等のトレーニングジム室並びに瀬戸谷温泉ゆらくについては、感染予防対策を講じたうえで、5月18日（月）以降、準備が整った施設から、順次休館または利用制限を解除する。
- (3) 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組みを適切に行われるよう留意する。

8 医療提供体制について

医療提供体制の確保に資するため、医師の判断に基づくPCR検査体制を整備する。

9 地産地消の推進

市民の共助で乗り越えて行くため、市民に地場製品の購入を呼び掛ける。

10 今後の状況により、対処方針を随時改定する。

※1 「新しい生活様式」の実践例

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等			展示会等		プロスポーツ等 <small>(観客参加型)</small>		お祭り・野外フェス等	
	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等	全国的・広域的	地域の行事				
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%^(注) （屋外200人）】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% （屋外200人）】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可				
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 （ネット中継等） *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×					
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可				
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目安 *ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) *感染状況を踏まえて、判断。					

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

※3 静岡県が毎週金曜日に公表する「新型コロナウイルス警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」

www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html

※4 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

令和2年度の 熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・ エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・ 感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・ 暑い日や時間帯は無理をしない
- ・ 涼しい服装にする
- ・ 急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



距離を十分にとる

- ・ 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・ 屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・ マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・ のどが渇く前に水分補給
- ・ 1日あたり1.2リットルを目安に
- ・ 大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう




- ・ 日頃から体温測定、健康チェック
- ・ 体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・ 暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・ 水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・ 「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



新型コロナウイルス感染症に関する情報：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
熱中症に関する詳しい情報：<https://www.wbgt.env.go.jp/>



施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣府 新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

※5 「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—		(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック					—	
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								



キッズパーク

KID'S PARK

れんげじスマイルホール



藤枝市
Fujieda City

れんげじスマイルホール

“スポーツ”と“健康づくり” に特化した子育て支援施設

「れんげじスマイルホール」は、“スポーツのまち”“健康・予防日本一のまち”の要素を集約した「からだづくり応援施設」です。子どもの健全な遊び場として、「子育てするなら藤枝」を掲げる藤枝ならではの子育て支援拠点の役割を果たしています。施設は、民間事業者の企画力やノウハウを最大限に活用し、専門的な視点で運営しています。



プレイゾーン

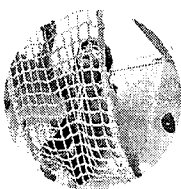
2歳以下対象の「ちびっこ広場」と0歳から小学生までが楽しめる「わんぱく広場」を設け、様々な動きを誘発するバリエーション豊かな遊具を配置しています。楽しく遊びながら、発達段階に応じて必要となる身体能力を自然に伸ばすことができます。また、保育士もしくは幼稚園教諭の資格を持ったスタッフが常駐しますので、気軽に子育ての「相談」もできます。

2つのゾーンのあわせて「キッズパーク」と呼びます。

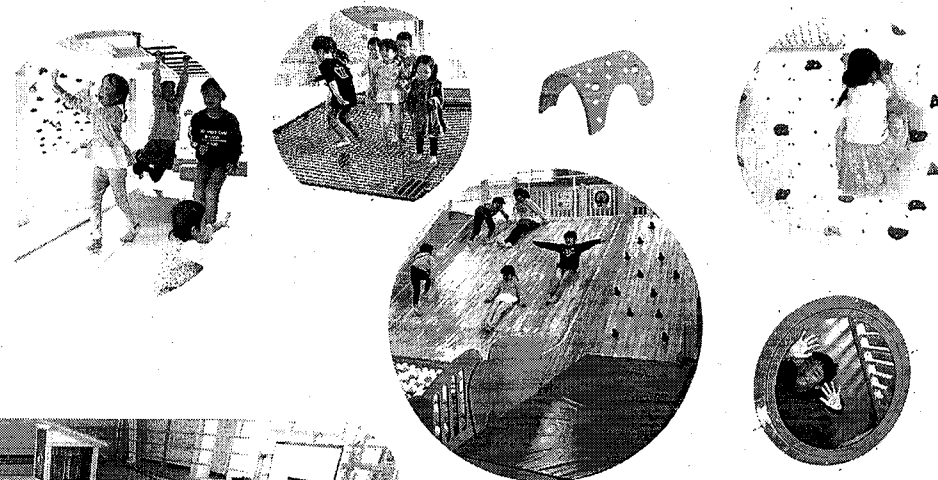
スマイルホールを2つに分け、子どもたちがいろいろな遊具で自由に遊べる「プレイゾーン」と子どもや親子が様々な運動プログラムに参加できる「スポーツゾーン」を設けています。



巨大な二階建ての大型複合遊具は藤枝市オリジナルの遊具です。ネット遊具やボルダリング、子どもエレベーター、ワイドスライダーなど子ども達が夢中になる仕掛けで好奇心を掻き立て、何度も遊びたくなるアイテムがたくさん詰まっています。

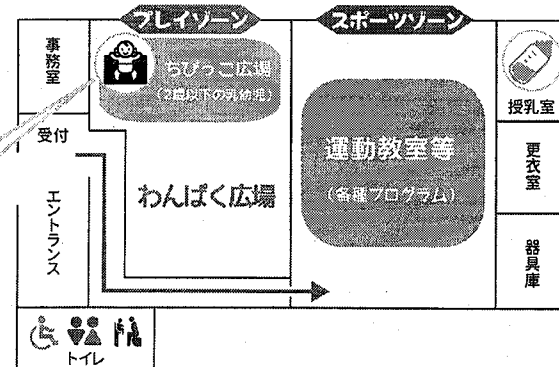


おむつ交換室



スポーツゾーン

子どもや親子向けの運動プログラムにより、運動遊びの中でカラダを動かすことの楽しさが芽生え、さらなる運動能力の向上が期待できます。0歳から年齢に応じて楽しめる各種プログラムを用意しています。



【プレイゾーン】

利用料 無料
 利用時間 10:00~12:00、12:30~14:30、15:00~17:00
 休場日 毎週木曜日、年末年始(12/29-1/3)

※木曜日が祝日の場合は開場し、翌日を休場とします。
 ★休日等で多くの方が来場した場合には、入場制限や利用時間の短縮を行います。
 ★原則として、保護者同伴でのご利用をお願いします。

【スポーツゾーン】

子どもや親子、大人向けの様々なスポーツ教室などの運動プログラムを行います。プレイゾーン休場日及び夜間は、一般スポーツ団体に貸し出します。

●スポーツゾーンの貸し出し
 利用時間 18:00~21:30 ※プレイゾーン休場日は9:00~21:30
 休場日 年末年始(12/29~1/3)

れんげじスマイルホール
 「キッズパーク」ホームページ

スポーツゾーンで行うプログラムの詳細は下記URLをご覧ください。

<http://rengjikidspark.com>



-運動プログラム-



《大人》
 かんたんヨガ



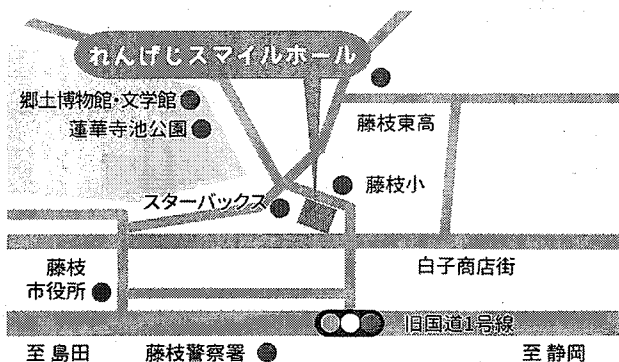
《親子》
 よちよち運動あそび



《大人》
 燃焼系エクササイズ
 ※子連れ参加可

-スポーツゾーン団体貸出利用料金一覧

区分	使用時間	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~17:00	13:00~21:30	9:00~21:30
一般		640円	850円	740円	1,490円	1,590円	2,230円
生徒・児童・幼児		310円	420円	360円	730円	780円	1,120円
空調設備		1,080円	1,440円	1,260円	2,520円	2,700円	3,780円



施設概要

住所：藤枝市本町1-2-1 (蓮華寺池公園内)
 駐車場：有(無料)
 問合先：藤枝市児童課 電話054-643-6611
 れんげじスマイルホール 電話054-641-7715

体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

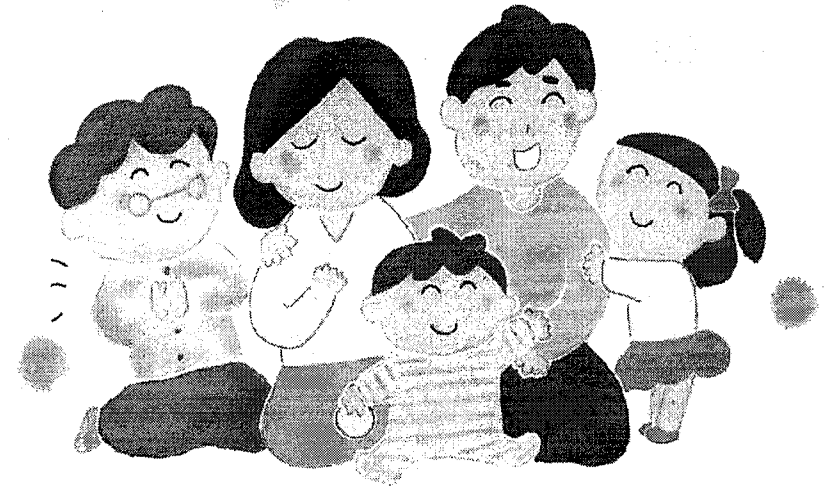
脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えているかも知れないのです。

●子ども時代の辛い体験により傷つく脳



- ・厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が19.1%減少
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

提供：福井大学 友田明美教授



子どもを健やかに育てるために
～愛の鞭ゼロ作戦～

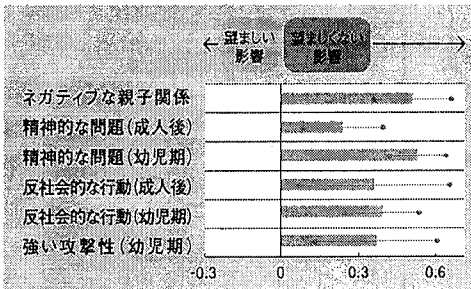
子育てをしていると、
子どもが言うことを聞いてくれなくて、
イライラすることもあります。
つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもありますよね。
一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、
恐怖により子どもをコントロールしているだけで、
なぜ叱られたのか子どもが理解できていないこともあります。
最初は「愛の鞭」のつもりでも、いつの間にか
「虐待」へとエスカレートしてしまうこともあります。
体罰や暴言による「愛の鞭」は捨ててしまいましょう。
そして、子どもの気持ちに寄り添いながら、
みんなで前向きに育てていきましょう。

藤枝市子ども家庭課
TEL054-643-7227

体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。

親による体罰を受けた子どもと、受けていない子どもの違いについて、約16万人分の子どものデータに基づく分析が行われています。その結果、親による体罰を受けた子どもは、次のグラフのとおり「望ましくない影響」が大きいということが報告されています。

●「親による体罰」の影響



出典のデータを用いてグラフを作成

幼児期の体罰によって、子どもから親への信頼や愛情が損なわれたり、うつ・著しい不安・多動など精神的な問題を持ったりすることがあります。周りの人を傷つけるなどの反社会的な行動が増えたり、感情的にキレやすく攻撃性が強くなったりすることもあります。その影響は幼児期だけにとどまらず、成人になっても続く可能性があります。

(Gershoff ET, Grogan-Kaylor A, J Fam Psychol. 2016)

既に子どもへの体罰等を法的に全面禁止している国は世界50か国以上！
国連「子どもの権利条約」では、締約国に体罰・暴言などの子どもを傷つける行為の撤廃を求めています。

子育ての悩みがあるときは、最寄りの市町村の子育て相談窓口
または児童相談所全国共通ダイヤル「189」にご連絡ください。

平成28年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業
「妊産婦健康診査の評価および自治体との連携の在り方に関する研究」(研究代表者 立花良之)
「母子の健康改善のための母子保健情報利活用に関する研究」(研究代表者 山縣然太郎)
作成協力： 認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事 高祖常子 / 福井大学子どものこころの発達研究センター教授 友田明美
JST/RISTEX「公私空間」研究開発領域「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」プロジェクト

愛の鞭をやめて、 子どもを健やかに育みましょう。

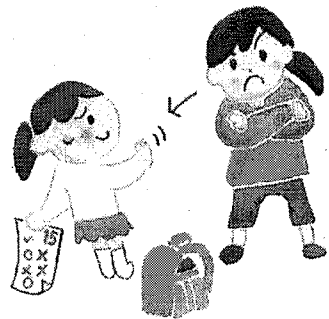
子育てにおいて、しつこく称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合しましょう。

POINT 1 子育てに 体罰や暴言を使わない

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、叩くことによって得られた子どもの姿は、叩かれた恐怖によって行動した姿。自分で考え行動した姿ではありません。

「愛の鞭である」と親が思っても、子どもにとって大人から叩かれることはとても怖いことです。ちょっと叩かれただけ、怒鳴られただけでも、心に大きなダメージを受けることもあります。

子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。それに体罰や暴言は「虐待」へとエスカレートする可能性もあります。「叩かない怒鳴らない」と心に決めましょう。



POINT 2 子どもが親に 恐怖を持つと SOSを伝えられない

親に恐怖を持った子どもはどのような行動を起こすでしょうか。親に気に入られるように、親の顔色を見て行動するようになります。

また、恐怖を持つ親に対しては、子どもが心配事を打ち明けられなくなります。心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性もあります。

POINT 3 爆発寸前の イライラをクールダウン

子どもが言うことを聞いてくれないときに、イライラすることは誰でもあること。でも、疲れていたりして、もともと抱えているストレス度が大きいと、子どものちょっとした行動（おもちゃの取り合い、すぐに動かないなど）をきっかけに、イライラが爆発してしまうことがあります。

イライラが爆発する前に、クールダウンするための、自分なりの方法を見つけておきましょう。



イライラしたときはクールダウン
深呼吸する、数を数える、
窓を開けて風に当たるなど



POINT 4 親自身がSOSを出そう

育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援サービス（ファミリーサポート、家事代行サービス、一時預かりなど）の利用も検討しましょう。子育ての苦勞について気軽に相談できる友だちもできるといいですね。

POINT 5 子どもの気持ちと行動を 分けて考え、育ちを応援

子どもに「イヤだ!」と言われたとき、親自身が戸惑うこともあるでしょう。でも、2、3歳の子どもの「イヤ」は、自我の芽生えであり、成長の証しでもあります。「どうしたらいいかな?」と、子どもの考えを引き出し、必要に応じて助け船を出しながら、子どもの言い分を気長に聴きましょう。

「わがままな子になっては困る」という思いから、親は指示的に対応してしまうこともありますが、子どもの成長過程で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきましょう。





ひとり親家庭のみなさん

仕事探し・資格取得・お子さんの進学
養育費等・家事・保育・住まいなど…

ひとりで悩まず相談して下さい

相談時間：平日 8:30～17:00

子ども家庭課<ひとり親家庭専門相談員まで>

TEL 054-643-7227 (直通) まずはお電話ください!

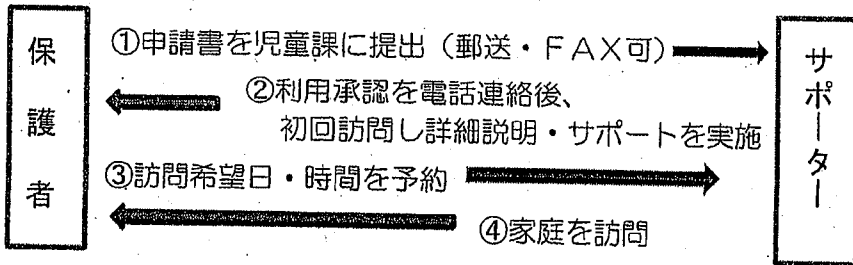
<サポートの利用には登録が必要です>

- 事前に「育児サポート利用申請書」(要印鑑)を提出してください。
- 出産前の申請もできます。(出産後、生年月日・名前を担当までご連絡ください。確認後の承認となります。)

※サポーターの公用車(軽自動車)が駐車できる場所の確保をお願いします。

☆ 申請書は下記で受け付けます ☆

- 藤枝市役所児童課
- 岡部支所
- 保健センター
- 藤枝市地域子育て支援センター
 - ①青島地区交流センター内 『にこにこ広場』
 - ②高洲地区交流センター内 『高洲こども広場』
 - ③藤枝地区交流センター内 『藤枝子ども広場』
 - ④前島保育園内 『くるるん』
 - ⑤社会福祉センターきすみれ内 『ちびっこルーム』
- 藤枝市ホームページからもダウンロード可
URL <http://www.city.fujieda.sizuoka.jp>
ママフレ <http://fujieda-city.mamafre.jp>



●● 子育てするなら藤枝 ●●

育児サポーター派遣事業

『安心して楽しく子育てができるように』

保育士が家庭を訪問し、ふれあい遊びや
沐浴を一緒に行うなど
育児をお手伝いします



【対象】

- 市内在住で、満1歳までの赤ちゃんとその保護者
- 市税などを滞納していない保護者

【利用期間・時間】

- 満1歳までの60時間
- 平日 ① 9:00~11:30
- ② 13:30~16:00

※土・日・祝日・年末年始は利用不可



【利用料金】 ●無料

【問い合わせ】

藤枝市役所児童課 (訪問支援担当)

TEL 643-6611

FAX 643-3260

受付時間 8:30~17:15



こんな時に・・・



赤ちゃんはどうやって遊んだらいいんだろう？

赤ちゃん体操やふれあい遊びを一緒にやったり、その時期に合ったおもちゃを紹介しますよ。



全然寝ないんだけど！！

おひなまき・授乳クッション・まんまる抱っこ、心地よい眠りを一緒にさがしましょう。



パパの帰りは遅いし、お風呂に入れるのが大変・・・

赤ちゃんとお上の子と一緒に入るお手伝いもしますよ。



赤ちゃん二人きりだと、ちょっと孤独感が・・・誰かとはなしたいわ・・・わからないことがいっぱい・・・

気軽に相談してくださいね。世間話もOKですよ！



離乳食を作るの大変そう・・・

準備品・時期・食べ方など一緒に進めていきましょう。



支援センターってどこにあるの？予防接種大丈夫かな？

初めては不安ですよ。同行もしますよ。

利用された方の感想

いつもゆっくり入れないお風呂に入ることができたので助かりました。うつぶせや寝返りの練習・赤ちゃんとの遊び方を教えて頂き、お昼寝の寝かしつけも必ず寝かせてくれるのでありがたかったです。近くに住んでいるママさんを紹介していただき、お友だち作りの手助けもしてくれました。サポーターさんが来てくれていなかったら赤ちゃん二人で家に引きこもりっぱなしで何の刺激も与えられなかったと思うので、子どものためにも、お願いして良かったと思います。

上の子の赤ちゃん返りで大変だったので、二人同時に遊んだりする仕方や、関わり方を見ることができてよかったです。授乳も上の子がやきもちをやいて、あげるのが大変でしたが、居ていただいたのでスムーズにあげることができました。

外出を控えていた3か月ころまで、毎日泣き続ける我が子と二人きりで過ごすストレスの中、週1でもサポートに来ていただくことで気分転換ができ、大変助かりました。どんなおもちゃを買えばいいのかわからないのか、離乳食のやり方など様々の質問にこたえて頂き良かったです。



お気軽にお問合せください



